

富士河口湖町

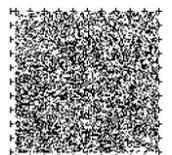
第4期障害者基本計画

第7期障害福祉計画

第3期障害児福祉計画



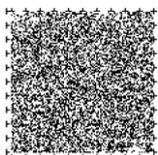
令和6年3月
富士河口湖町



音声コード Uni-Voice

表紙、本文中のイラストに、「ボランティア活動ポスター」
入選作品を使用しています。

表紙イラスト 小立小学校 2年生 渡邊花憐さん



町長あいさつ

富士河口湖町では、このたび「第4期障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として策定しています。

また、地域社会における「共生」の実現に向け、障害福祉サービスの必要な量の見込み及びその確保のための方策、地域生活支援事業の実施に関する事項などに関し、具体的な目標値を設けた実施計画として定めています。



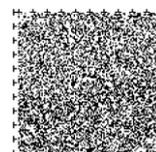
国では、令和5年3月に「第5次障害者基本計画」を策定し「障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるような、共生する社会の実現」を目指しています。

富士河口湖町においては、このような国の考え方を踏まえ、これからも、障害者が住み慣れた地域で安心して自分らしく、ともに支え合いながら生活を営めるよう、地域の人々の理解や協力を得ながら、国の目指す「共生する社会」の実現に向け、積極的に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたりましてご尽力を賜りました策定委員会の委員の皆さま、並びに、アンケート調査等を通じて貴重なご意見やご提言をいただきました町民の皆さまに心から感謝申し上げますとともに、向後もなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

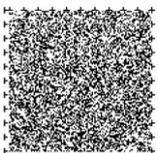
令和6年 3月

富士河口湖町長 渡辺 英之

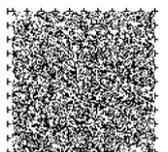


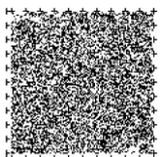
目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	1
3. 計画策定の経過.....	3
4. 計画期間.....	3
第2章 富士河口湖町の障害者福祉の現状.....	4
1. データで見る障害者を取り巻く現状.....	4
2. アンケート調査結果.....	9
3. 障害者福祉の課題.....	31
第3章 前期計画の検証.....	33
1. 目標値（障害福祉計画・障害児福祉計画）の進捗状況.....	33
2. 前期計画におけるサービス実績状況.....	34
第4章 計画の基本的な考え方.....	39
1. 基本理念.....	39
2. 基本方針.....	39
3. 施策の体系.....	41
第5章 障害者福祉推進のための施策展開（障害者基本計画部分）.....	42
1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止.....	42
2. 安全・安心な生活環境の整備.....	42
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実.....	43
4. 防災、防犯等の推進.....	43
5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進.....	44
6. 保険・医療の推進.....	46
7. 障害児サービスの推進.....	47
8. 雇用・就業、経済的自立の支援.....	48
9. 文化芸術活動・スポーツ等の振興.....	48



第6章 目標値とサービス見込み量について（障害福祉計画・障害児福祉計画部分）	49
1. 障害福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	49
2. 令和8年度までに重点的に取り組む目標	50
3. 目標値の設定	51
4. 前期計画におけるサービス実績と今期計画における見込量について	56
 第7章 計画の推進体制	 73
1. 富士北麓圏域障害者自立支援協議会との連携	73
2. 全庁的な推進体制、国・県との連携体制の確立	73
3. 障害者団体・障害者支援事業所等との連携	73
4. 切れ目のない支援体制の確立	73
5. PDCAサイクルに基づく計画の点検・評価	74
6. 情報提供の充実	74
 資料編	 75
1. 策定経過	75
2. 策定委員会要綱	76
3. 策定委員会委員名簿	77





第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

富士河口湖町では、令和3年3月に「富士河口湖町第3期障害者基本計画、富士河口湖町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、障害者のニーズの変化に対応しながら、障害者福祉施策の確実な実施に努めてまいりました。

令和5年3月に策定されました国の第5次障害者基本計画の内容を踏まえ、富士河口湖町における障害者福祉サービスのさらなる充実を目指し、「富士河口湖町第4期障害者基本計画（令和6年度～令和11年度）」を策定しました。

併せて、障害者を取り巻く社会経済環境の変化に的確に対応した障害者福祉施策を推進するため、障害者のニーズの変化をふまえ、「富士河口湖町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定しました。

今後も、このような国の障害者施策の改正に対応し、障害者の自立と社会参加の支援等に向けた施策の一層の充実を図り、障害の有無にかかわらず住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「共生社会」の実現にむけて取り組んでまいります。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

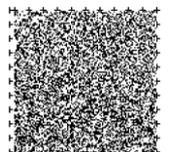
富士河口湖町障害者基本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として位置づけられ、富士河口湖町における障害者施策の基本的な事項を定めるものです。

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」に位置づけられるもので、各年度における障害福祉サービスの必要な量の見込み、見込量確保のための方策、地域生活支援事業の実施に関する事項などに関し、具体的な目標値を設けた実施計画として定められる計画です。

また、障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」に位置づけられるもので、障害のある児童を対象とした各種支援事業を定める計画です。障害児福祉計画は、障害福祉計画と一体のものとして作成することができることとなっており、富士河口湖町では一体的に作成するものとします。

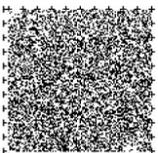
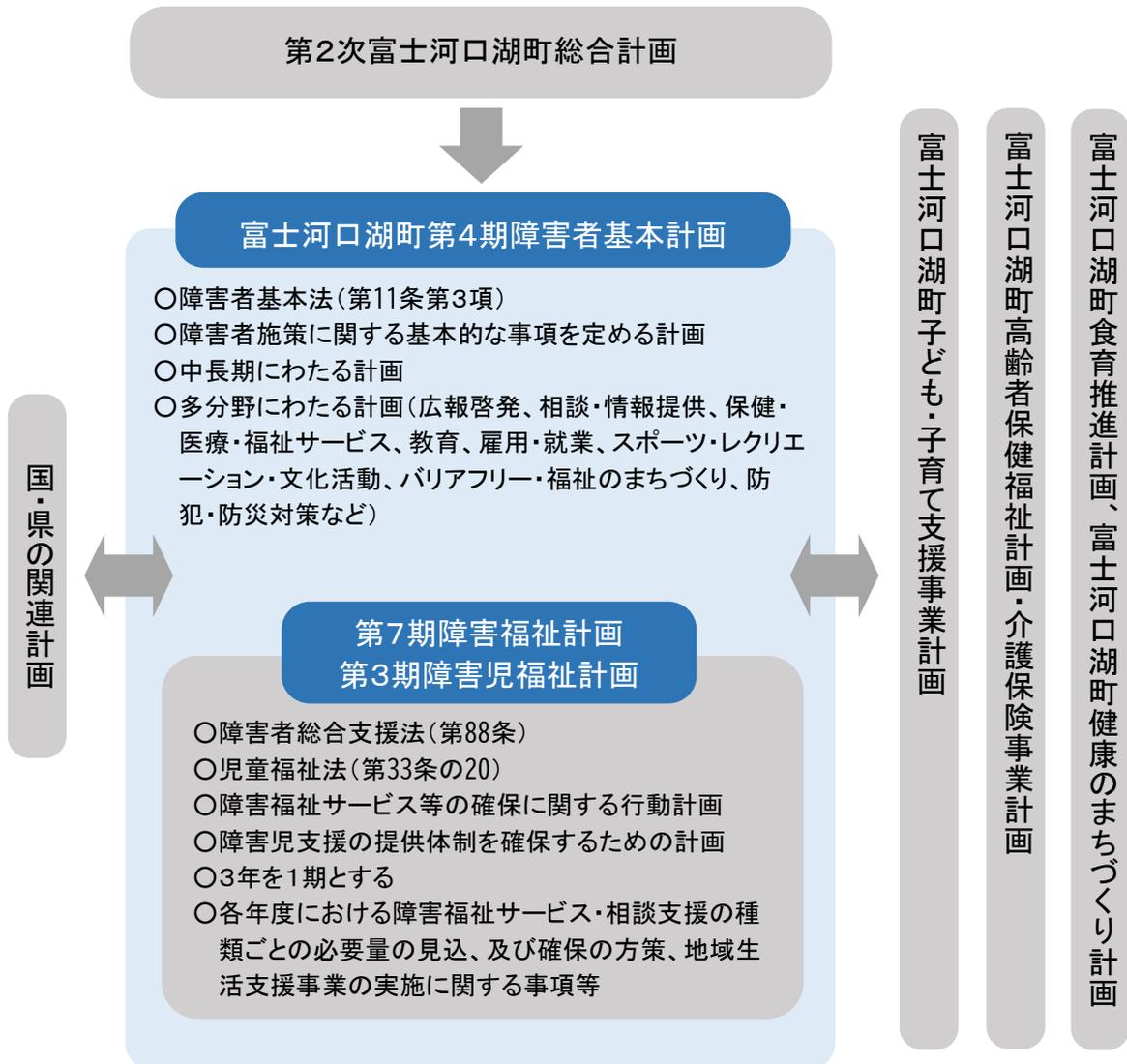
◇根拠法令・計画の性格

項目	障害者基本計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条)	児童福祉法 (第33条の20)
位置づけ	障害者施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画	障害福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画	障害児支援の提供体制を確保するための計画
計画期間	6年間	3年間	3年間



(2) 町の関連計画との関係

本計画は、「第2次富士河口湖町総合計画」を上位計画とし、障害福祉分野における部門計画として高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画など、町の他の関連計画との整合性に留意しながら策定するものとします。



3. 計画策定の経過

地域福祉の理念に沿った障害福祉を実効性のあるものとするためには、利用者の目線で障害福祉を捉え、行政と住民、障害当事者や障害福祉の現場で活動する事業所の方々など福祉関係者の意見が十分反映されることが大切です。

このため、令和5年10月に障害者手帳所持者を対象に、アンケート調査を実施し、令和6年1月に学識経験者、保健・医療・福祉関係者、関係住民団体の代表者等で構成される策定委員会で、計画の内容や今後の障害者施策について協議を行いました。

また、障害者をはじめとした町民のニーズを本計画に広く反映させるため、パブリックコメント*を実施し、広く町民の皆様のご意見を伺い策定しています。

なお、策定委員会は、令和6年1月から令和6年3月にかけて2回開催し、協議をふまえて「富士河口湖町第4期障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定しました。

4. 計画期間

富士河口湖町障害福祉計画は、障害者総合支援法の規定により、前期計画（令和3年度から令和5年度）に引き続き、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

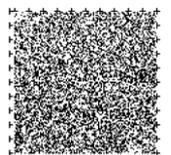
富士河口湖町障害児福祉計画は、児童福祉法の規定により、前期計画（令和3年度から令和5年度）に引き続き、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

富士河口湖町障害者基本計画は、障害福祉計画や障害児福祉計画と整合を図るために同時期に策定することが望ましいため、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とします。

なお、社会情勢の変化や法令の改正などにより、障害のある人を取り巻く環境に大きな変化が生じた場合は、計画期間中においても随時見直すこととします。

計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者基本計画	第4期					
障害福祉計画	第7期			第8期		
障害児福祉計画	第3期			第4期		

※ 政策や制度を定める計画や条例を決める際に、広く町民の皆さんに公表し、寄せられたご意見などを案に取り入れること。

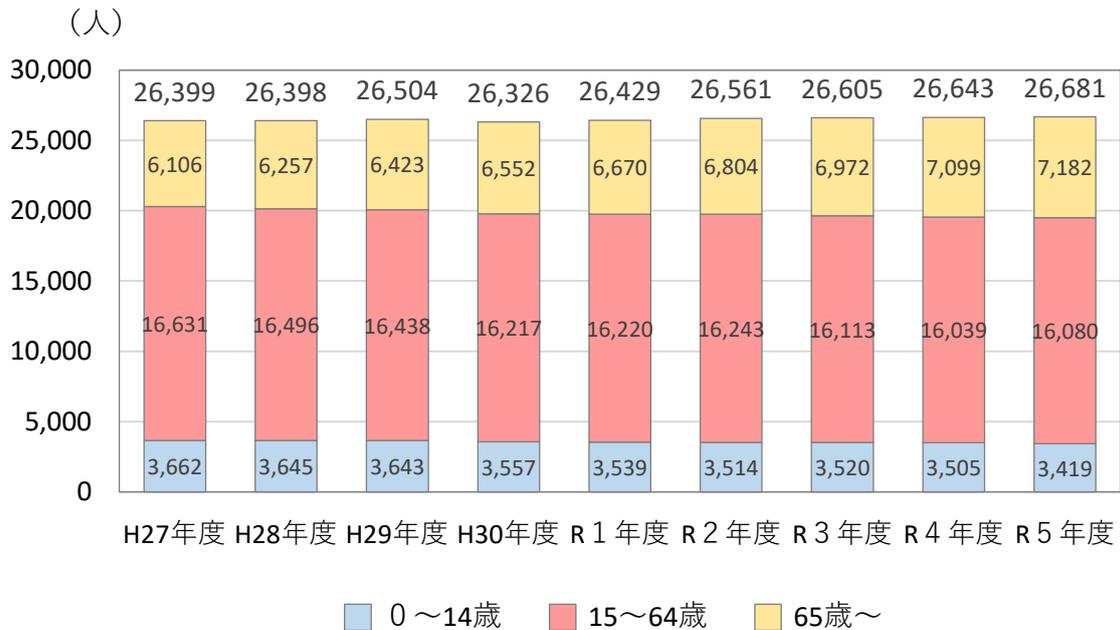


第2章 富士河口湖町の障害者福祉の現状

1. データで見る障害者を取り巻く現状

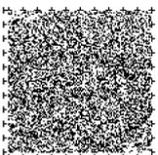
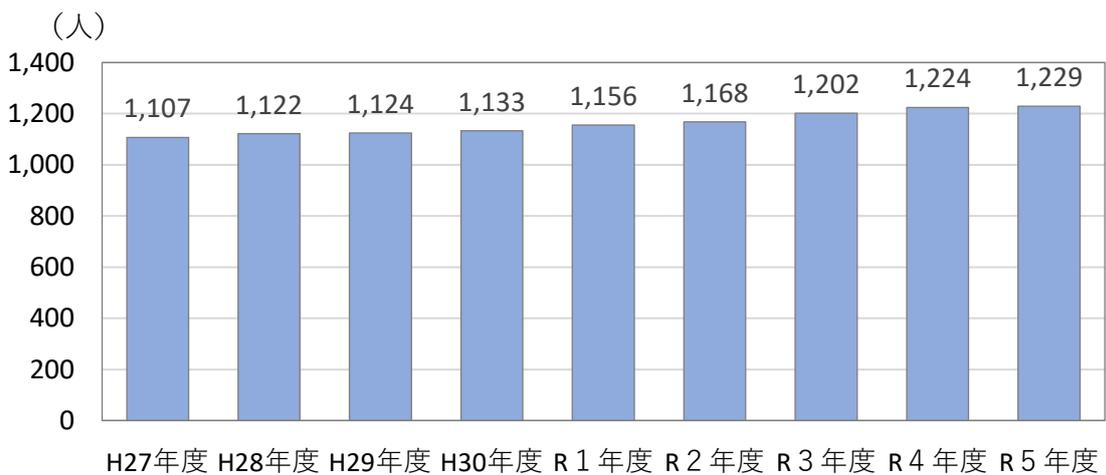
(1) 人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、全体ではほぼ横ばいの状態であるものの、65歳以上はやや増加傾向、0～14歳はやや減少傾向にあります。



(2) 障害者手帳所持者の推移

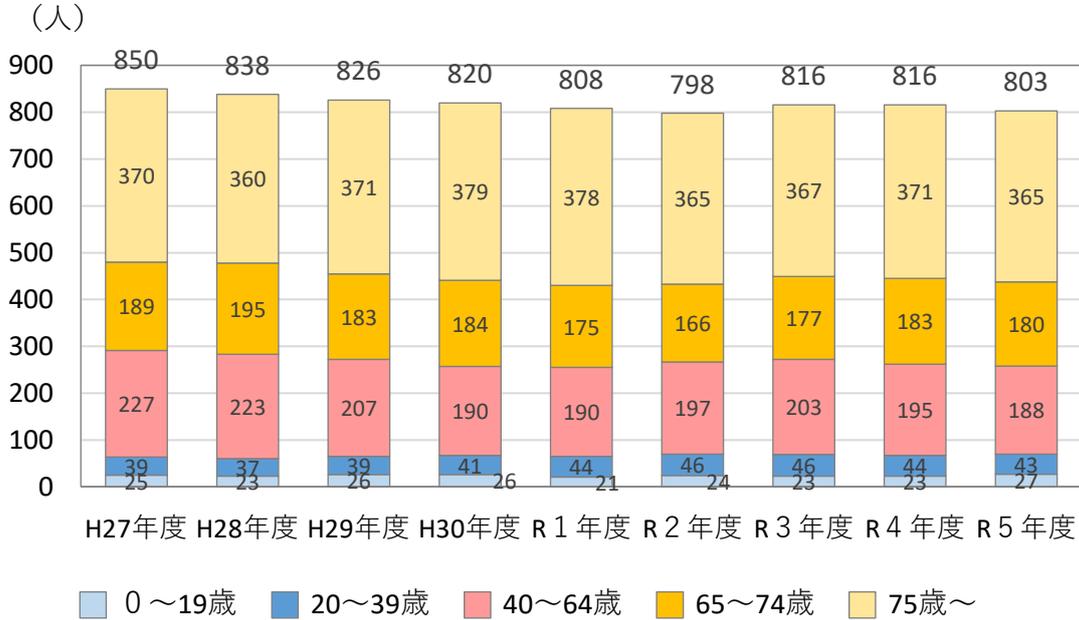
障害者手帳所持者は、年々増加傾向にあります。



(3) 身体障害者の現状

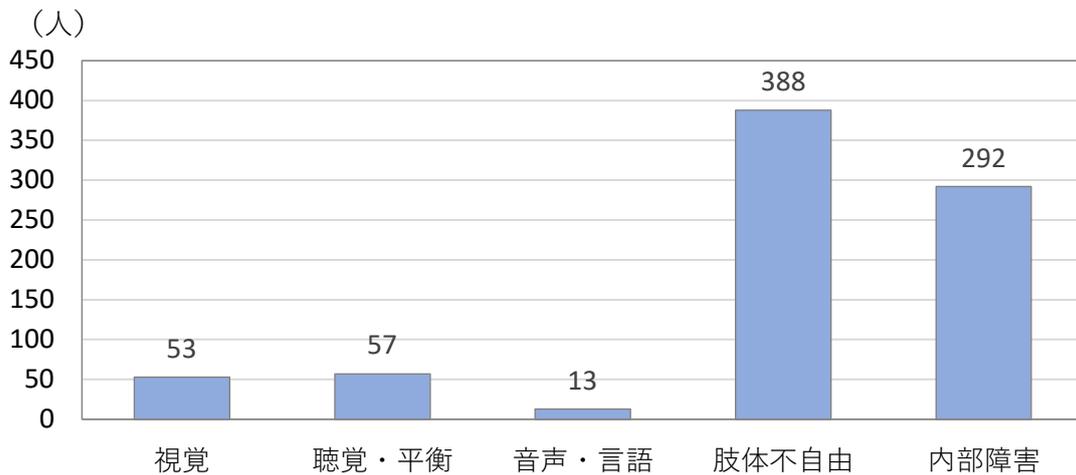
① 身体障害者手帳所持者の年齢別推移

身体障害者手帳の所持者は、全体では減少傾向にあります。
年齢別にみると、40～64歳、65～74歳で減少傾向にあります。



② 身体障害者手帳所持者の種類別構成比

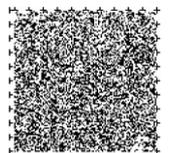
身体障害者手帳所持者を種類別に見ると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障害が多くなっています。



令和5年3月末現在

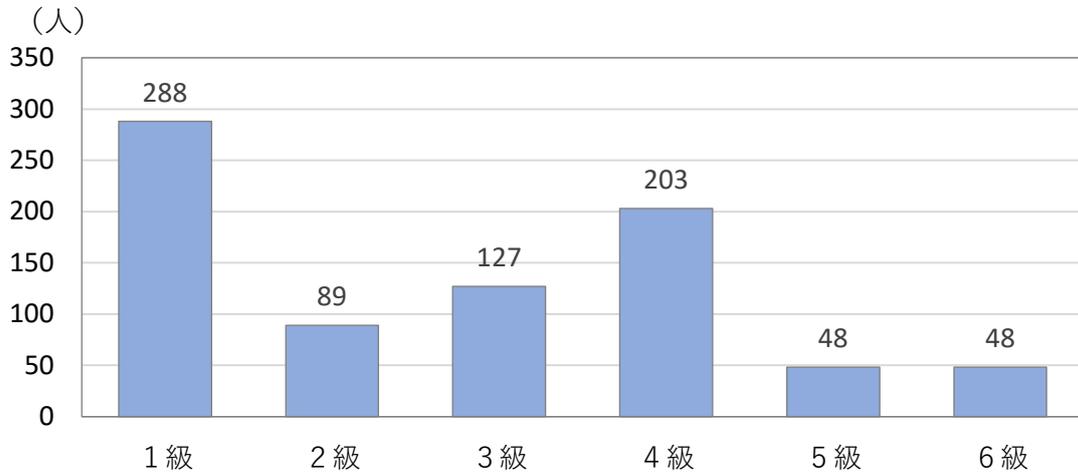
※内部障害

心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害



③ 身体障害者手帳所持者の等級別構成比

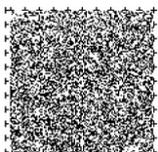
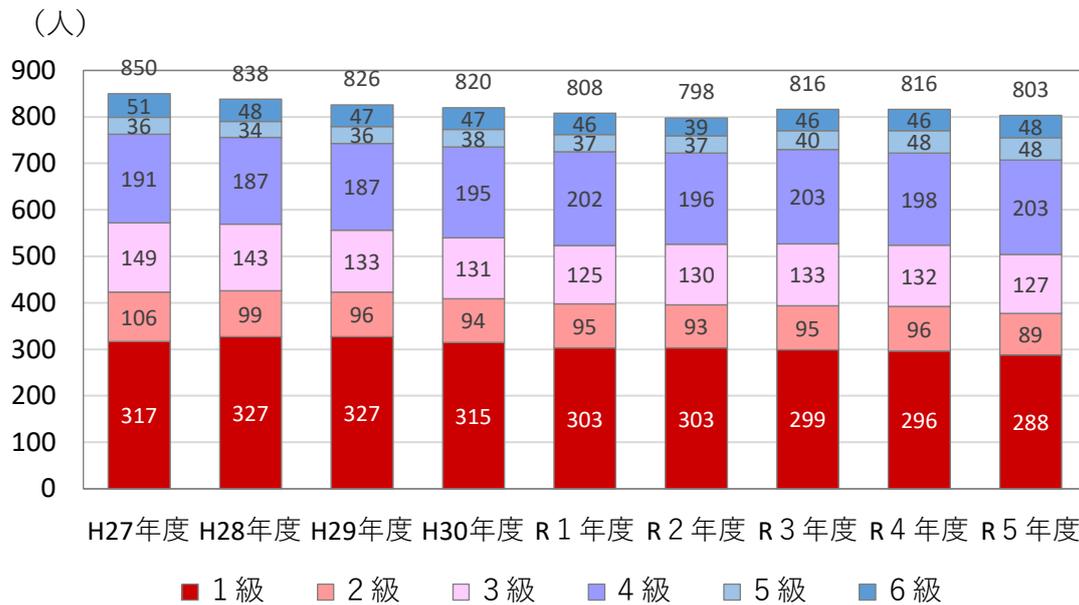
身体障害者手帳所持者を等級別に見ると、1級が最も多く、次いで4級が多くなっています。



令和5年3月末現在

④ 身体障害者手帳所持者の等級別推移

身体障害者手帳所持者の等級別推移は、1級、2級、3級がやや減少傾向にあります。

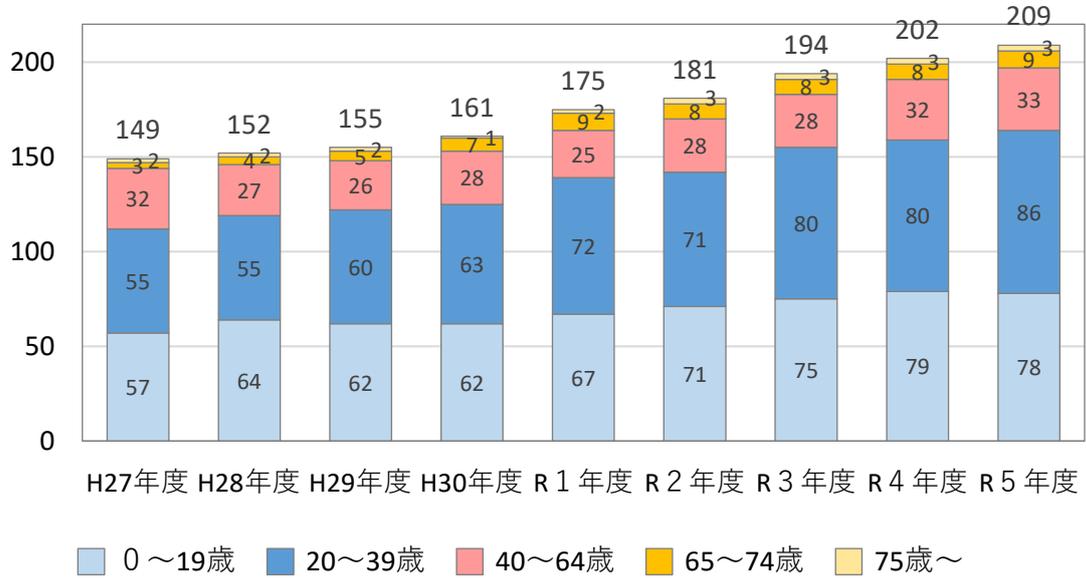


(4) 知的障害者の現状

療育手帳の所持者数は、全体では増加傾向が続いています。

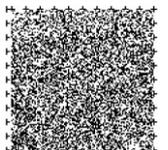
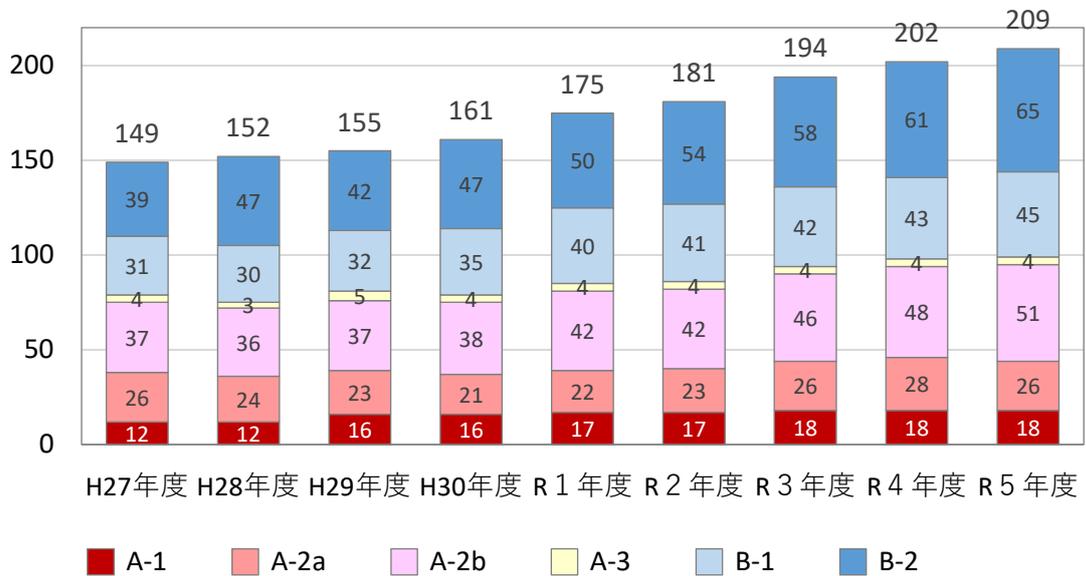
年齢別では、0～19歳、20～39歳の若年層が増加傾向にあります。

(人)



等級別では、A-1、A-2b、B-1、B-2が増加しています。

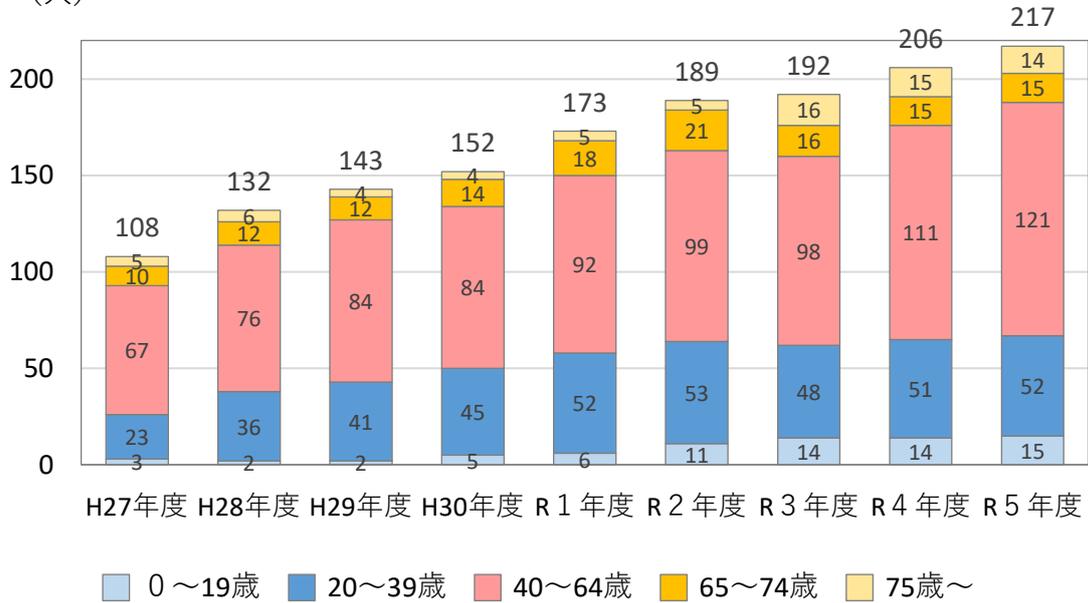
(人)



(5) 精神障害者の現状

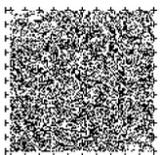
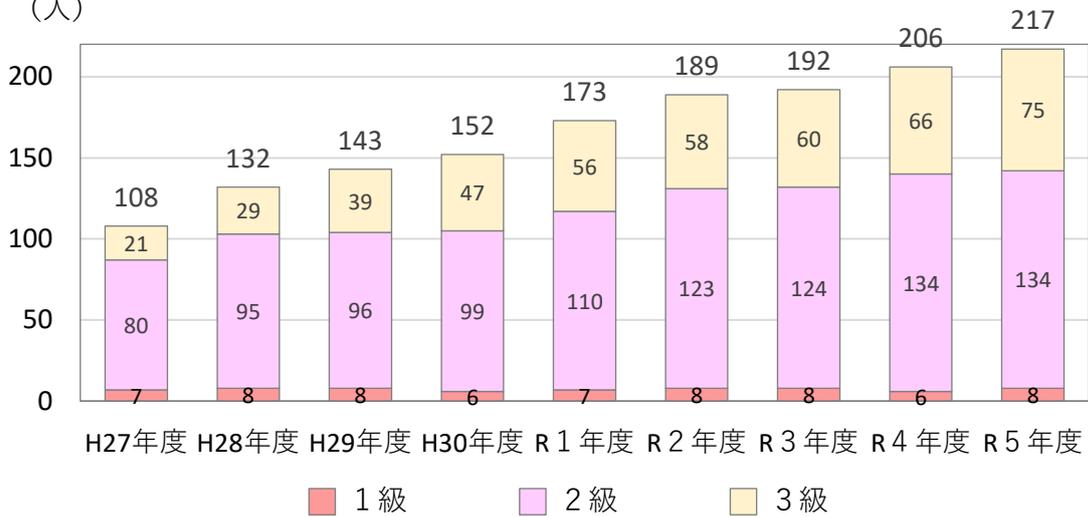
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、全体では増加傾向が続いています。
年齢別では、64歳以下のすべての階層で増加しています。

(人)



等級別では、1級は横ばいですが、2級、3級が増加しています。

(人)



2. アンケート調査結果

(1) 調査の概要

① 調査目的

障害を持つ方への福祉サービス等の推進のため、「富士河口湖町第4期障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定するにあたり、町民の皆さまの福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進の基礎資料とすることを目的としています。

② 調査期間

令和5年10月15日から令和5年10月27日まで

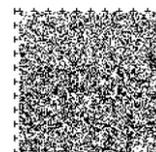
③ 調査対象及び回収率

調査対象	配布数	回収数	回収率
町内に在住の障害者手帳を持つ方から無作為に抽出	1,000人	630人	63.0%

④ 本報告書中の記号について

n：回答数（number）を表す。「n=100」は、回答数が100を示しています。

※アンケート結果の数値は小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを表示しているため、合計値が100%にならない場合があります。

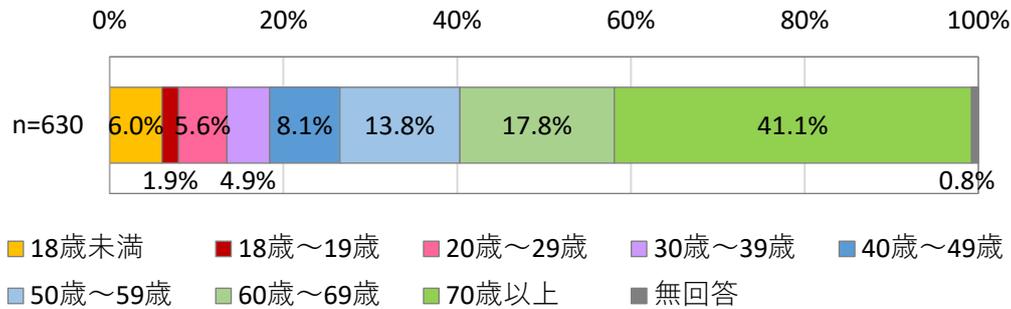


(2) 調査結果

① 回答者本人について

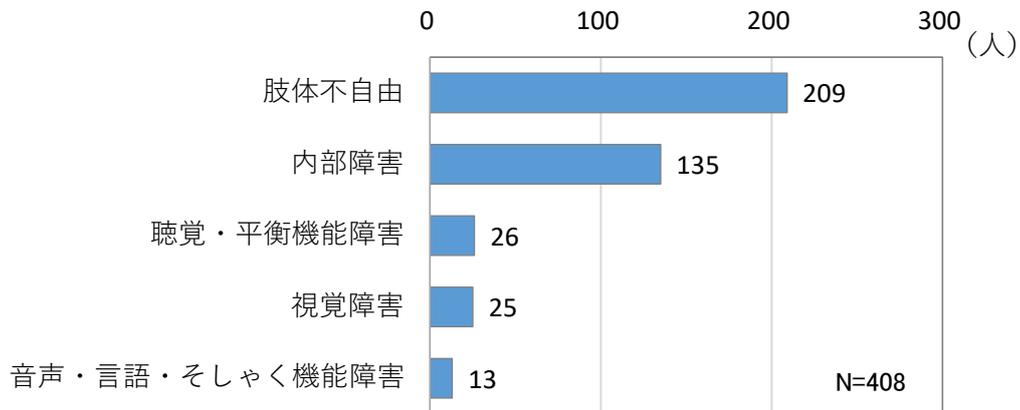
回答者の年齢[単一回答]

本人の年齢は、70歳以上の41.1%が最も多く、次いで60～70歳未満の17.8%、50～60歳未満の13.8%となっています。



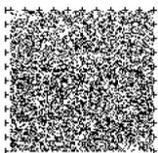
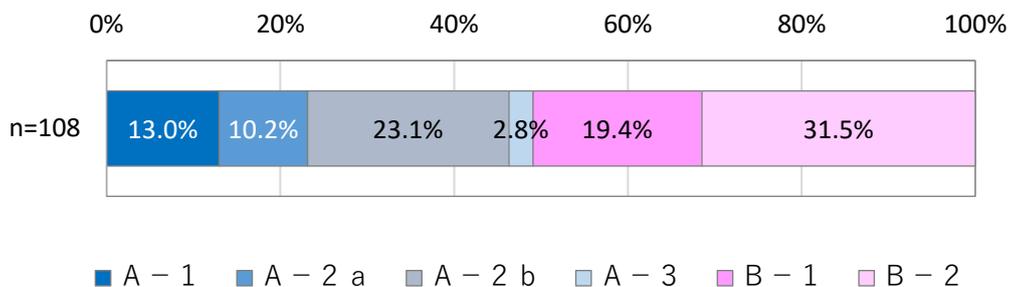
身体障害者手帳の種類と程度[複数回答]

所持している身体障害者手帳の種類では、肢体不自由が最も多く、次いで内部障害が多くなっています。



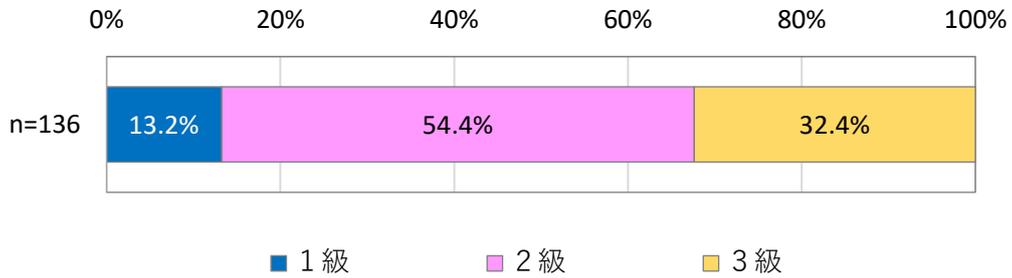
療育手帳の程度[単一回答]

療育手帳の程度では、重度のA判定と中度・軽度のB判定が半数ずつとなっています。



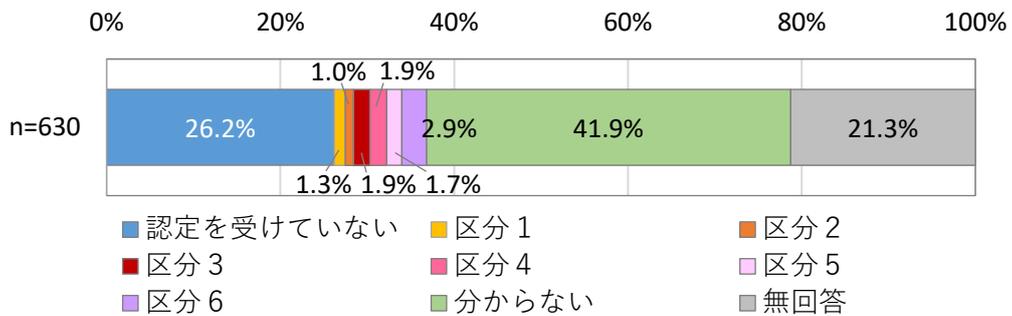
精神障害者保健福祉手帳の程度[単一回答]

精神障害者保健福祉手帳の程度では、日常生活が著しい制限を受ける2級が多くなっています。



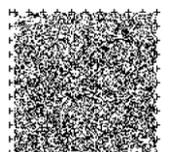
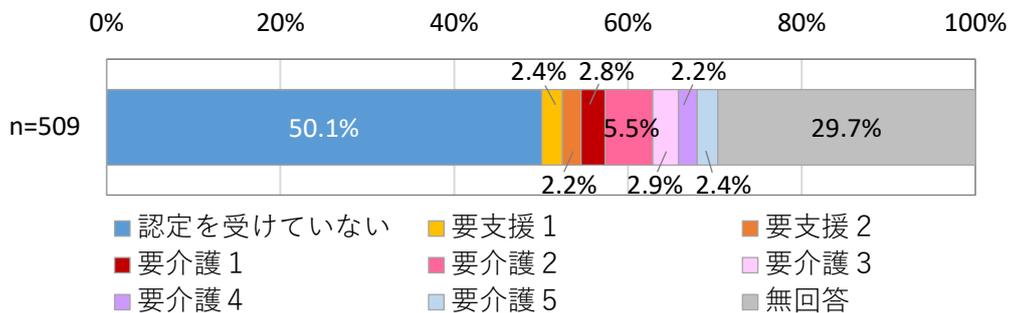
障害支援区分の認定[単一回答]

障害支援区分の認定については、重度訪問介護等が受けられる「区分6」、「区分4」、また行動援護等が受けられる「区分3」が多くなっています。



介護保険制度の要介護認定(40歳以上)[単一回答]

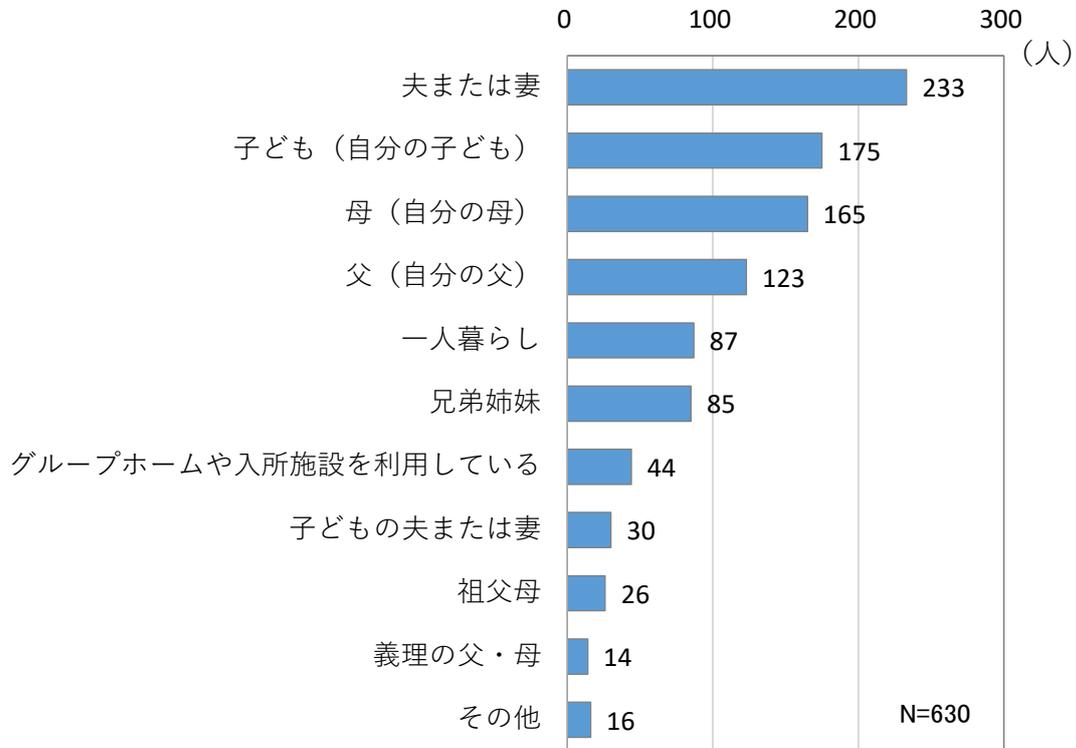
介護保険制度の要介護認定については「要介護2」が最も多く、次いで「要介護3」、「要介護1」が多くなっています。



② ご家族や介護者について

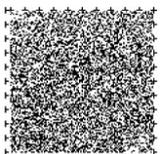
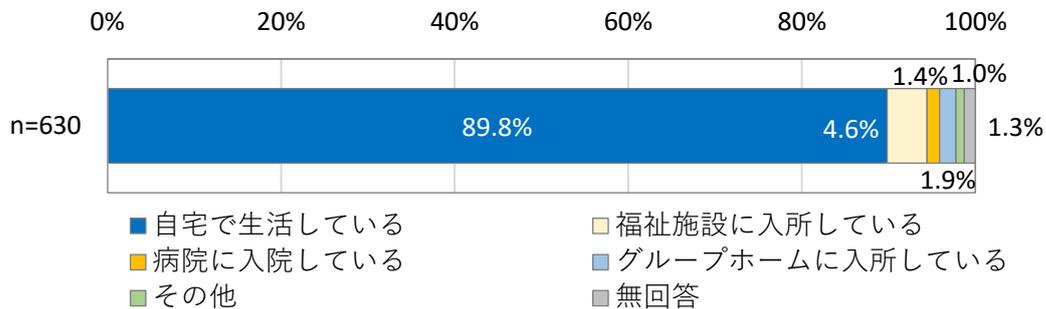
一緒に暮らしている人〔複数回答〕

一緒に暮らしている人については「夫または妻」が最も多く、次いで「子ども（自分の子ども）」が多くなっています。



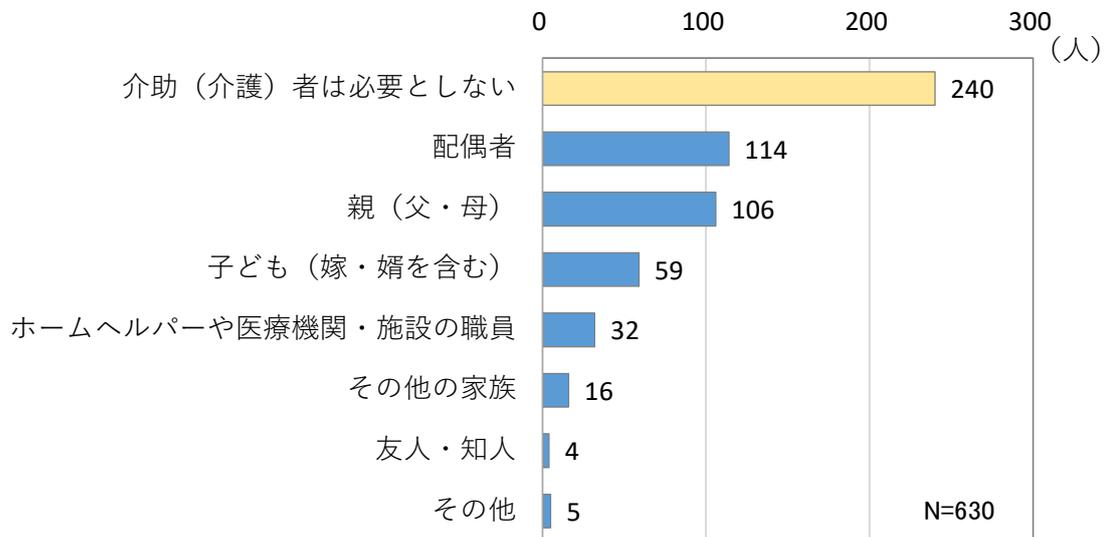
現在生活しているところ〔単一回答〕

現在生活しているところについては「自宅で生活している」が89.8%で最も多く、次いで「福祉施設に入所している」が4.6%となっています。



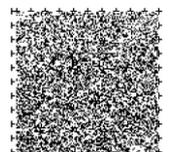
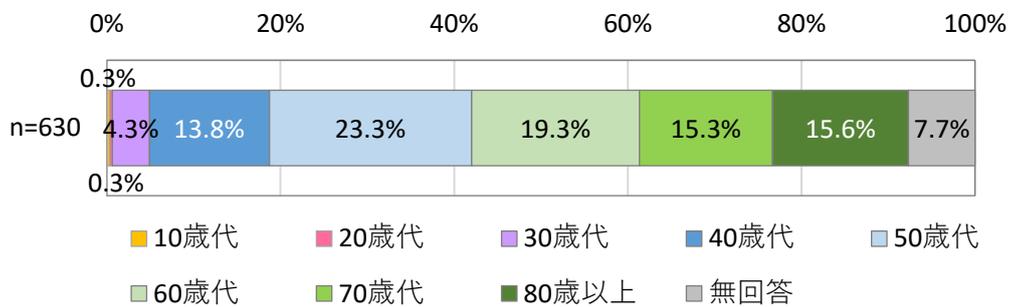
主な介助(介護)者[複数回答]

主な介助(介護)者については「配偶者」が最も多く、次いで「親(父・母)」が多くなっています。



主な介助(介護)者の年齢[単一回答]

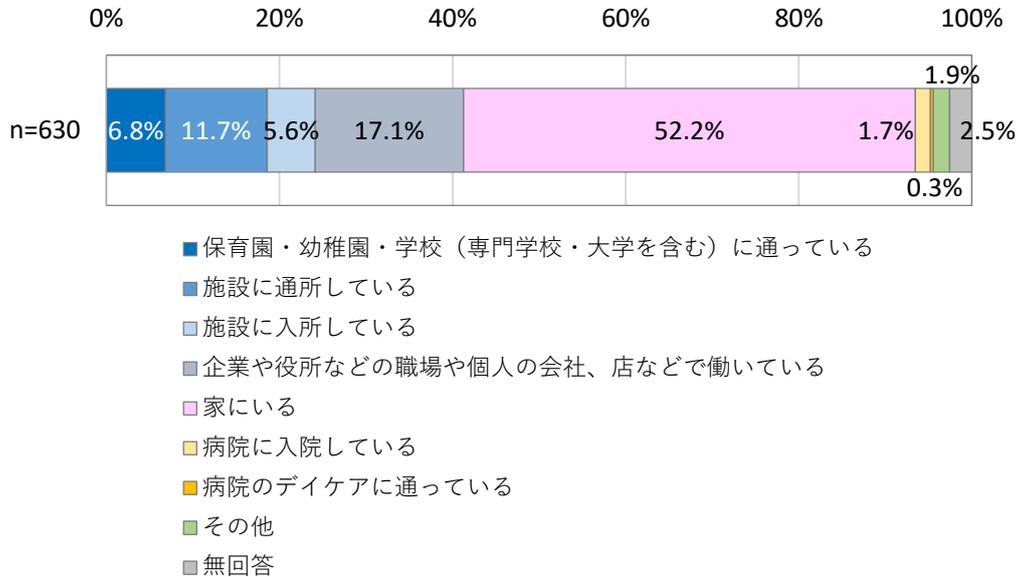
主な介助(介護)者の年齢については「50歳代」が23.3%で最も多く、以下「60歳代」が19.3%、「80歳以上」が15.6%と続いています。



③ 日常生活について

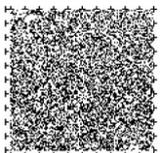
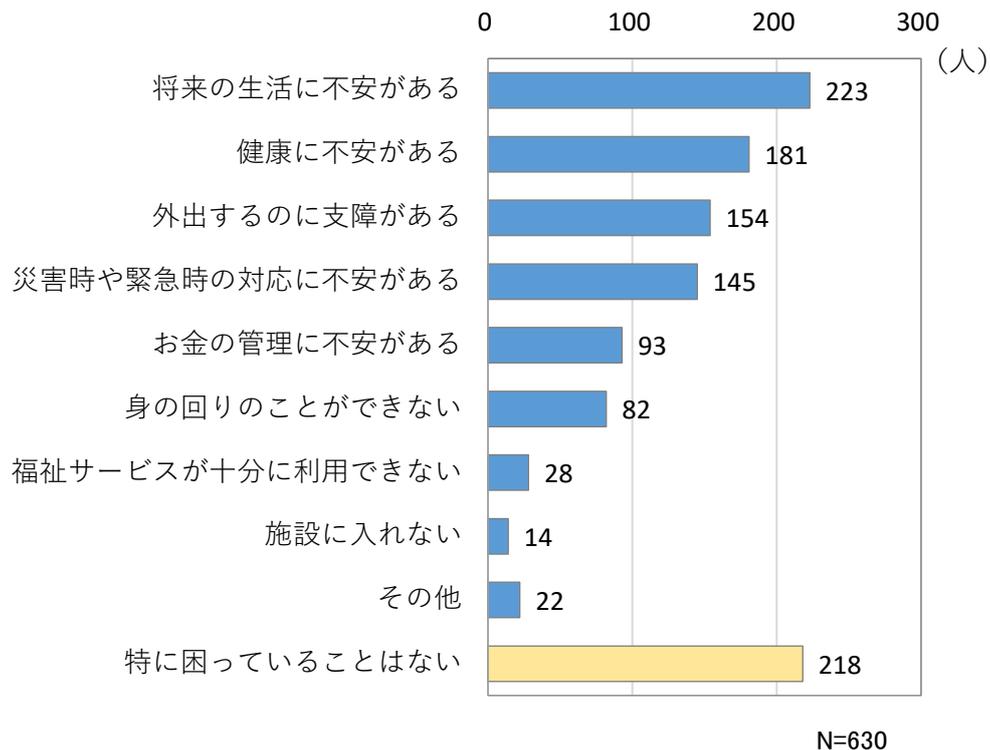
日中主に過ごす場所〔単一回答〕

日中主に過ごす場所については「家にいる」が52.2%で最も多く、以下「企業や役所などの職場や個人の会社、店などで働いている」が17.1%、「施設に通所している」が11.7%と続いています。



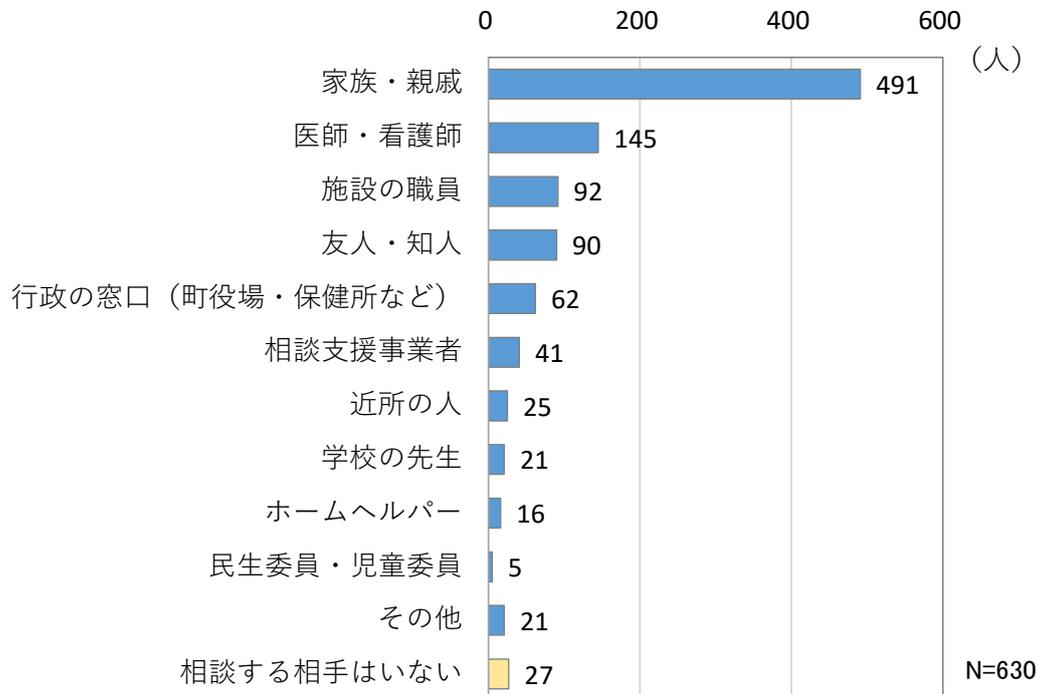
日常生活で困っていること〔複数回答〕

日常生活で困っていることについては「将来の生活に不安がある」が最も多い一方、「特に困っていることはない」との回答も多くなっています。

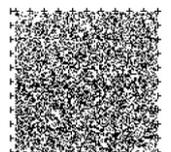
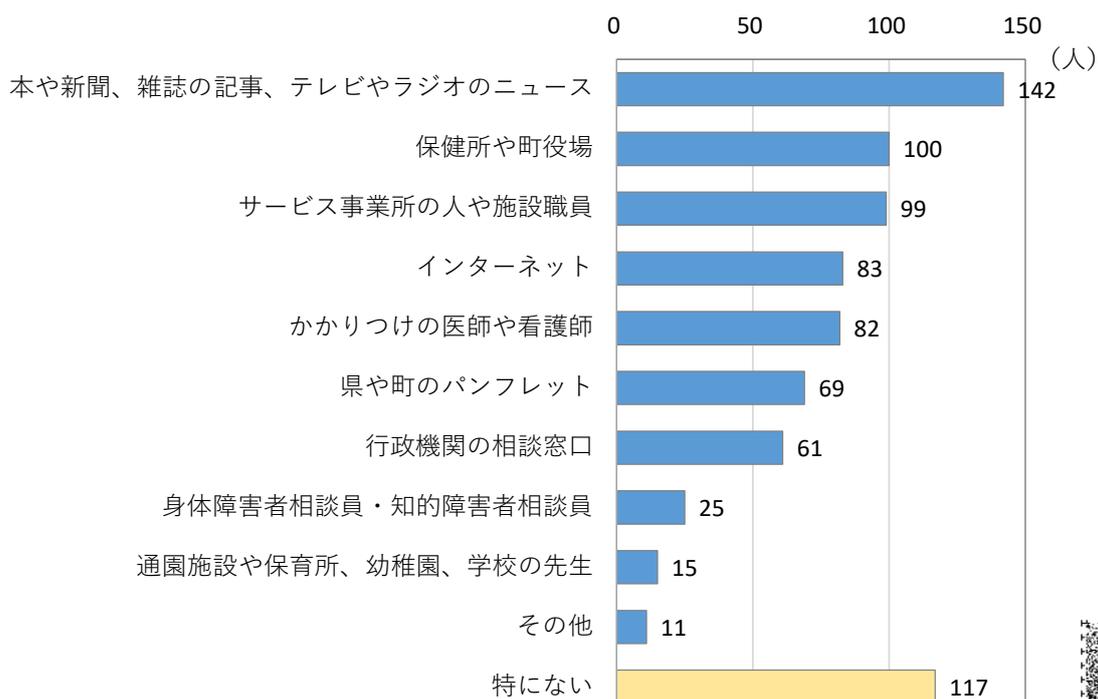


困ったときの相談相手〔複数回答〕

困ったときの相談相手としては「家族・親戚」が最も多くなっています。一方、専門職である「医師・看護師」や「施設の職員」、「行政の窓口（町役場・保健所など）」、「相談支援事業者」への相談は少ない状況にあります。

**福祉サービスなどの情報の入手先〔複数回答〕**

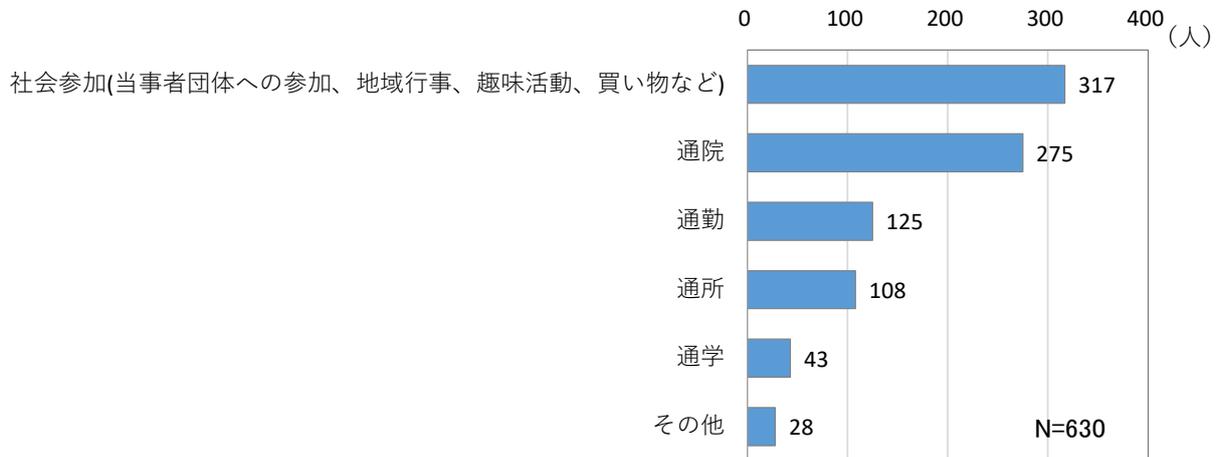
福祉サービスなどの情報の入手先については「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が最も多く、以下「保健所や町役場」、「サービス事業所の人や施設職員」と続いています。



④ 移動について

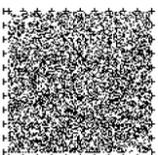
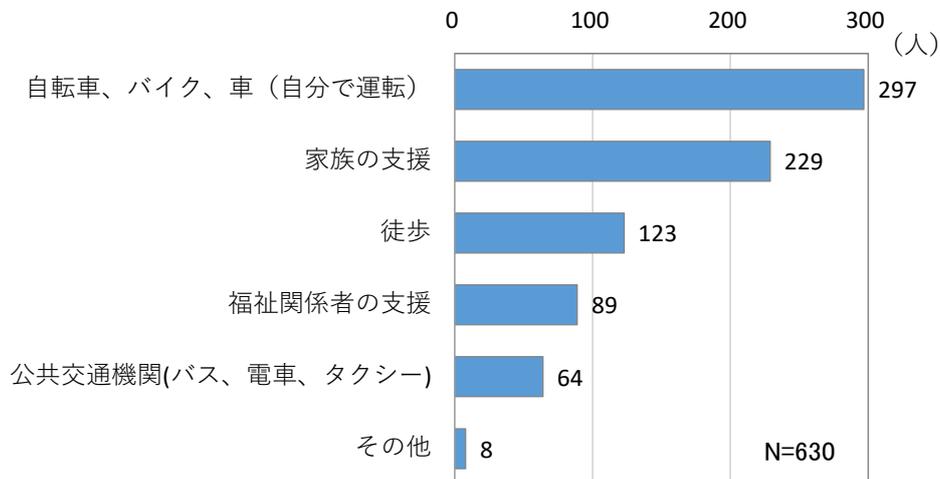
外出の内容〔複数回答〕

外出の内容については「社会参加(当事者団体への参加、地域行事、趣味活動、買い物など)」が最も多くなっています。



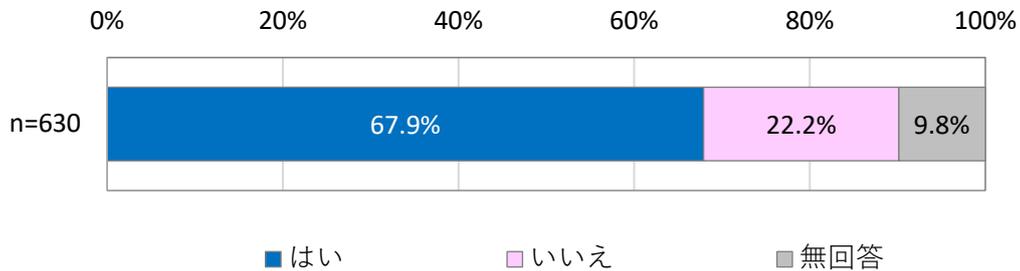
外出時の交通手段〔複数回答〕

外出時の交通手段については「自転車、バイク、車（自分で運転）」が最も多く、次いで「家族の支援」となっています。



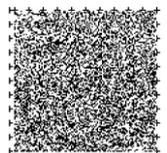
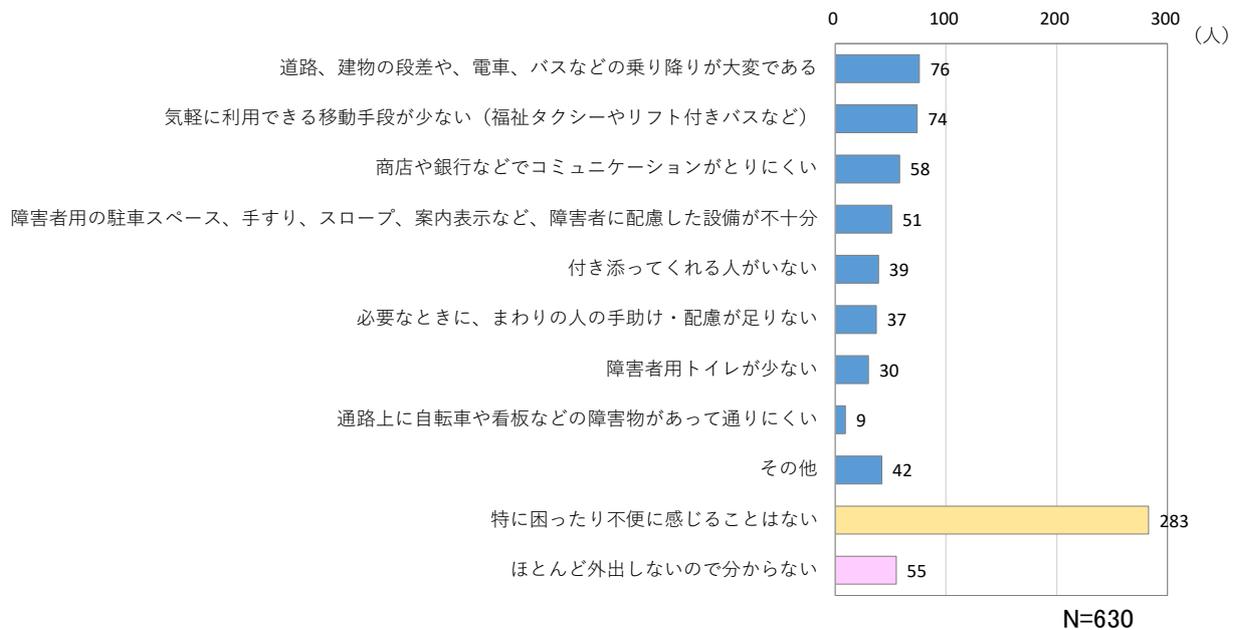
外出時の断念経験[単一回答]

移動に関する問題があり、外出等をあきらめたことの有無については「はい」が67.9%と「いいえ」よりも多くなっています。



外出時の不便[複数回答]

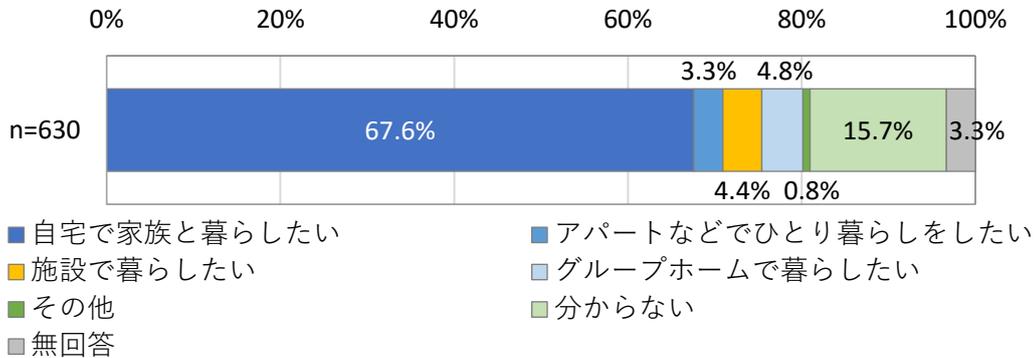
外出の際の不便については「道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗り降りが大変である」が最も多く、次いで「気軽に利用できる移動手段が少ない（福祉タクシーやリフト付きバスなど）」となっています。



⑤ 将来の暮らし方について

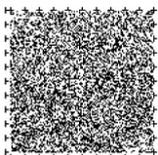
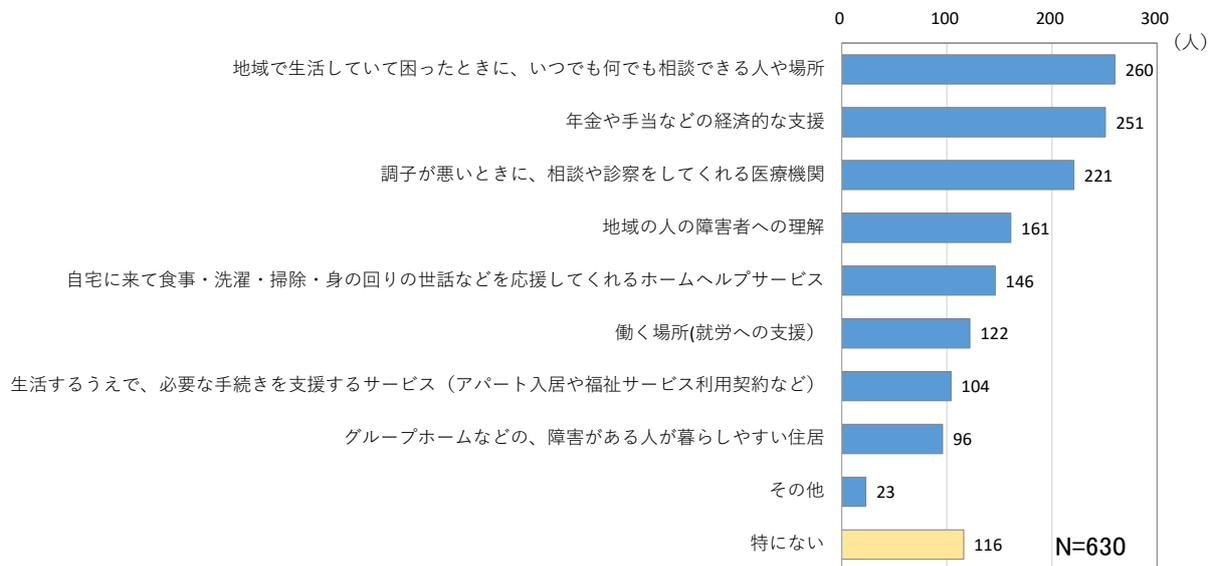
将来暮らしたい場所〔単一回答〕

将来暮らしたい場所については「自宅で家族と暮らしたい」が67.6%で最も多く、次いで「グループホームで暮らしたい」が4.8%となっています。



地域で生活するうえで必要なこと〔複数回答〕

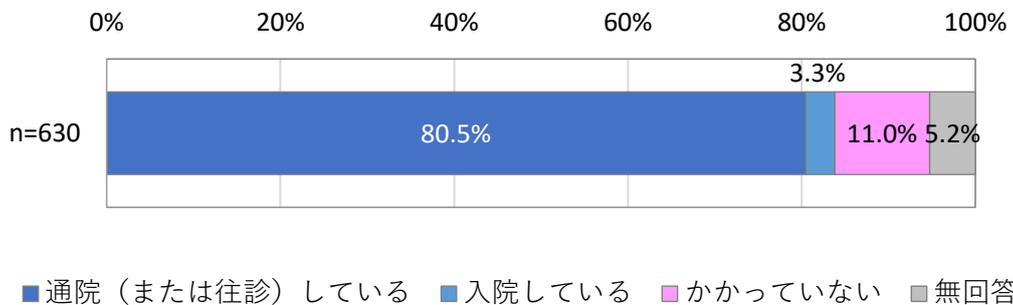
地域で生活するうえで必要なことについては「地域で生活していて困ったときに、いつでも何でも相談できる場所や人」が最も多く、次いで「年金や手当などの経済的な支援」となっています。



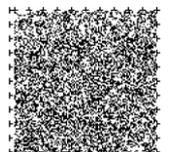
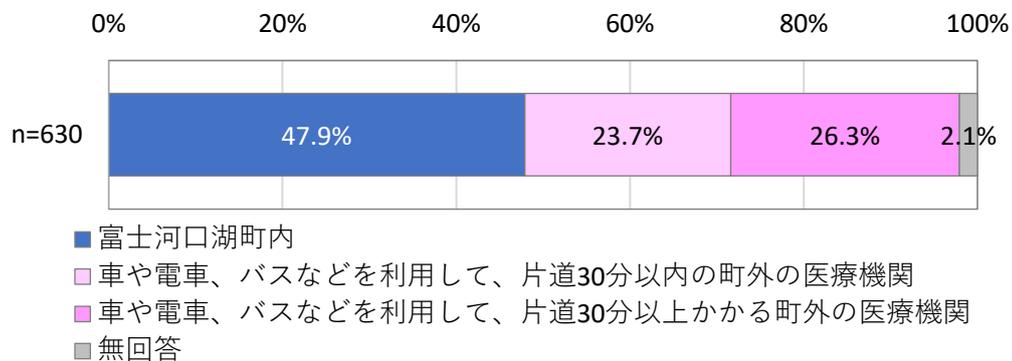
⑥ 医療に関する状況について

医療機関受診の有無〔単一回答〕

医療機関受診の有無については「通院（または往診）している」が80.5%で最も多く、次いで「かかっていない」11.0%となっています。

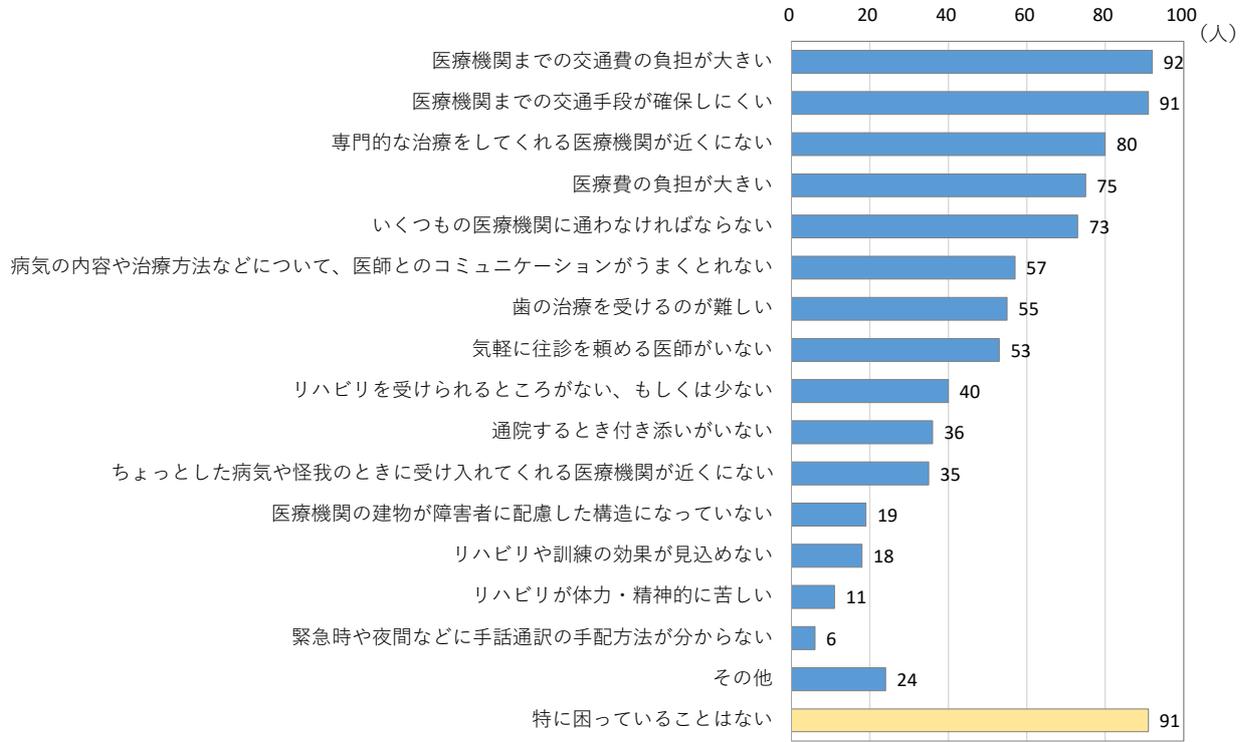
主な医療機関の場所〔単一回答〕

主な医療機関の場所については「富士河口湖町内」が47.9%で最も多く、次いで「車や電車、バスなどを利用して、片道30分以上かかる町外の医療機関」の26.3%となっています。

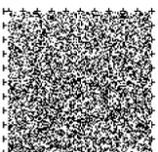
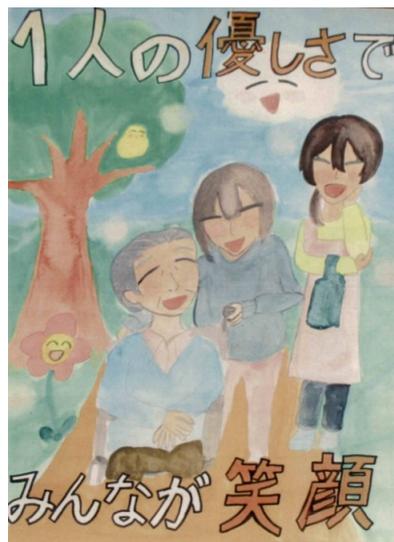


医療で困っていること〔複数回答〕

医療のことで困っていることについては「医療機関までの交通費の負担が大きい」が最も多く、次いで「医療機関までの交通手段が確保しにくい」となっています。



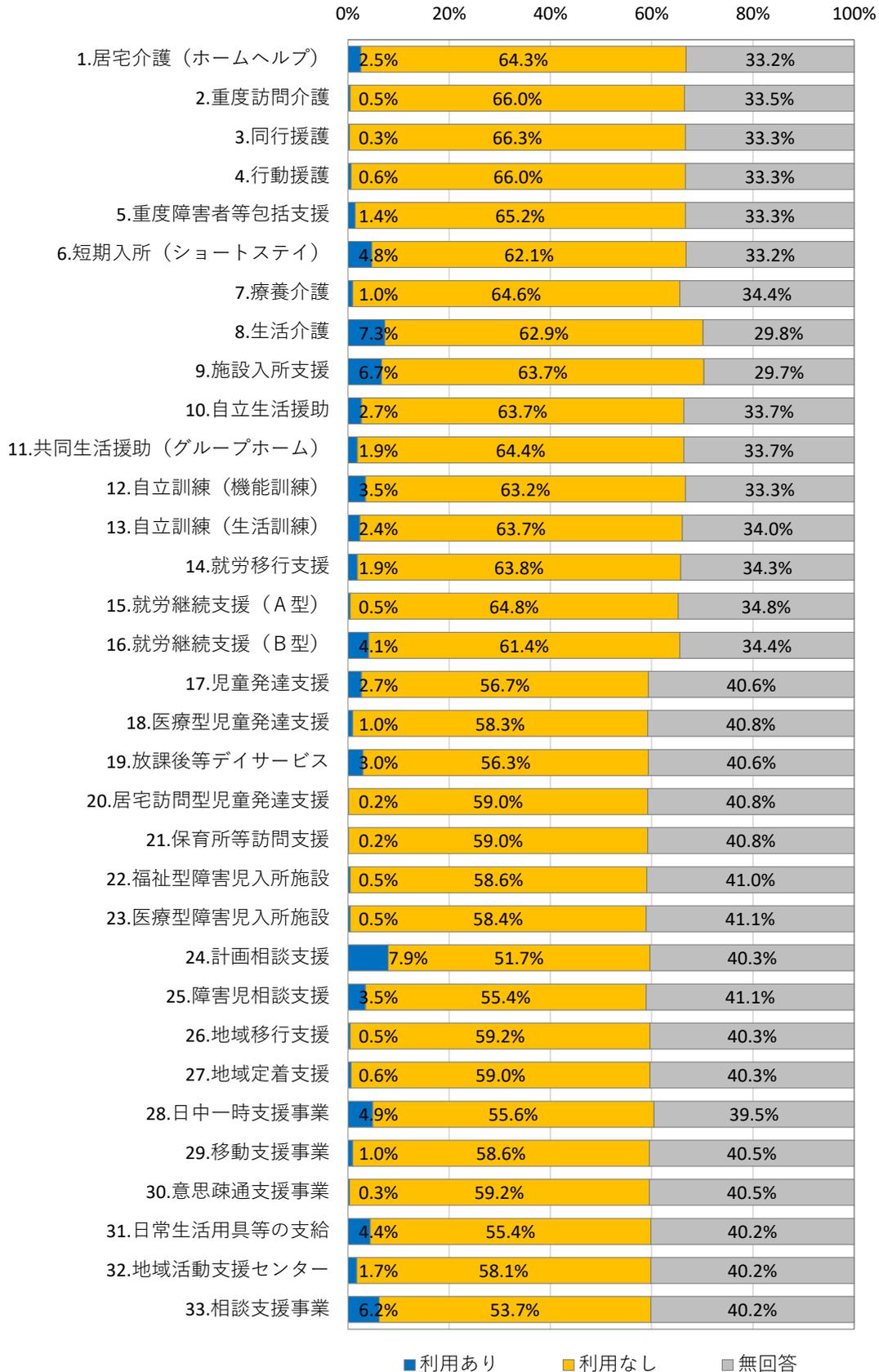
N=630



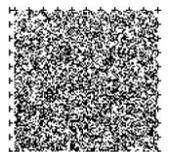
⑦ 障害福祉サービスについて

サービスの利用状況について〔単一回答〕

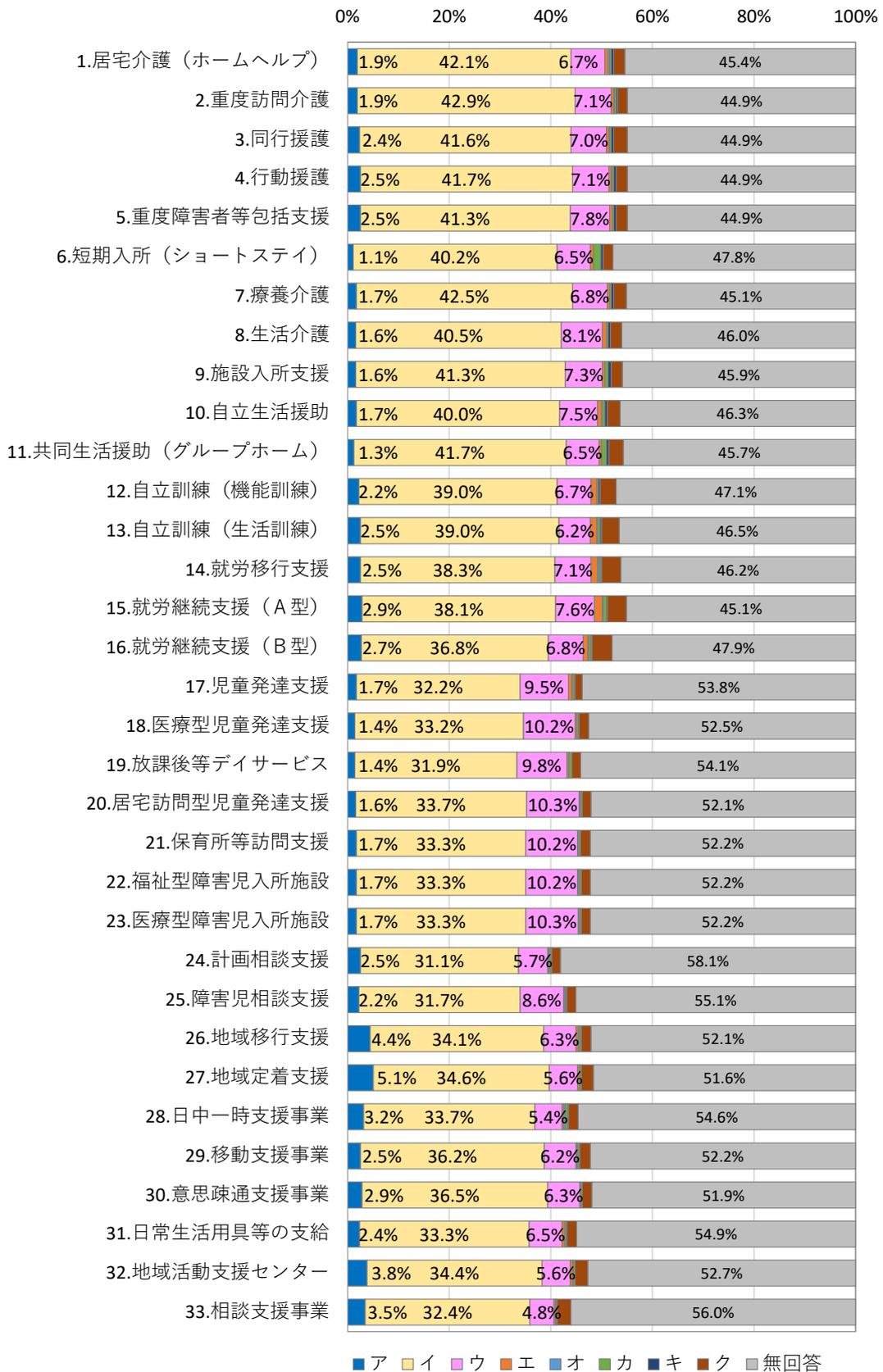
【現在のサービスの利用状況】



N=630



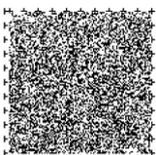
【現在サービスを利用していない理由】



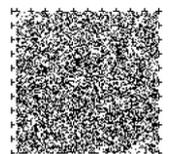
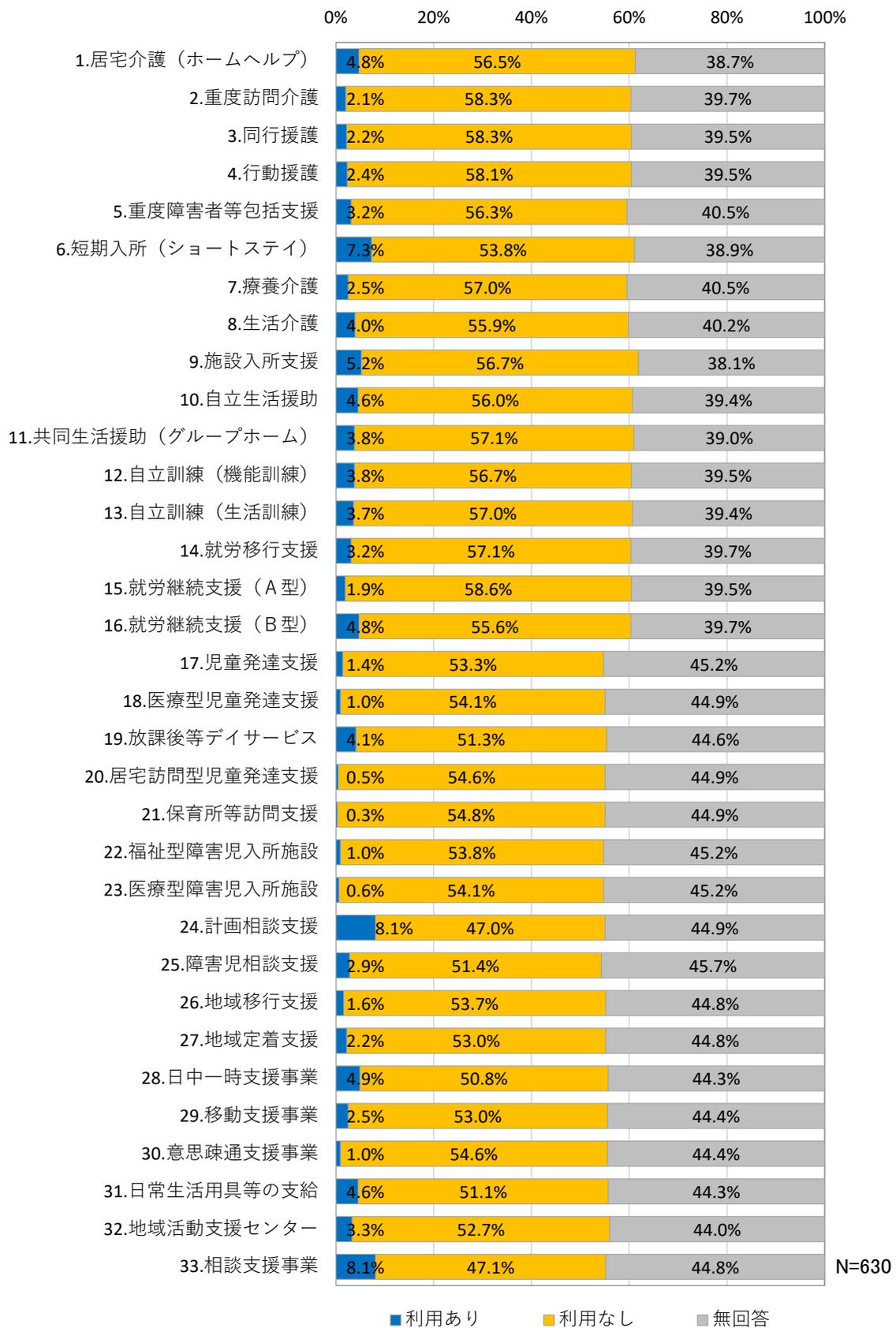
N=630

■ア ■イ ■ウ ■エ ■オ ■カ ■キ ■ク ■無回答

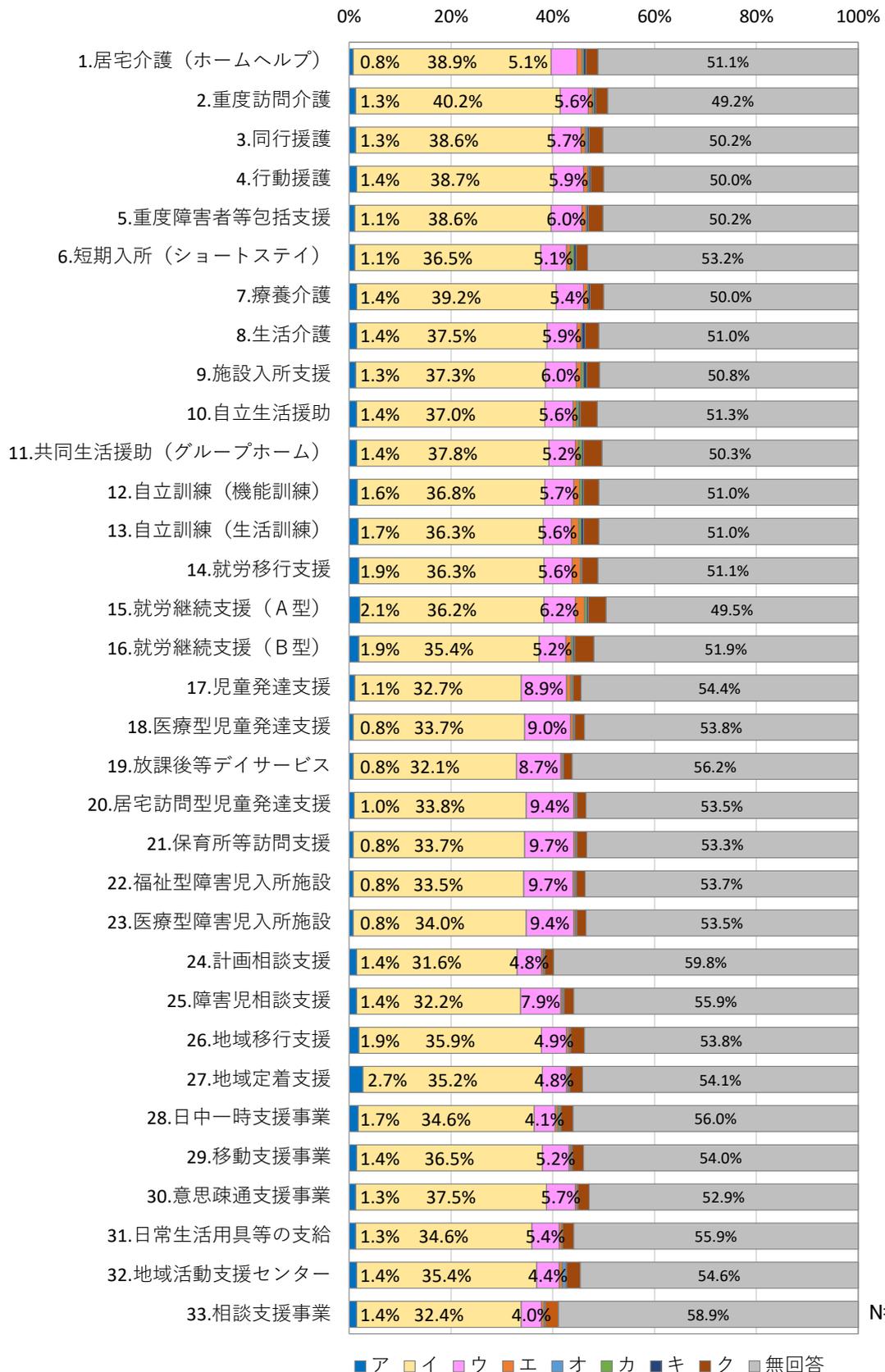
ア. サービスがあることを知らなかったため
 イ. サービスを受ける必要がないため
 ウ. サービスの対象者に含まれないため
 エ. すでに別のサービス提供を受けているため
 オ. サービス利用時間の都合が合わないため
 カ. 地域にサービス提供場所がないため
 キ. 利用料金がかかるため
 ク. その他



【今後3年間のサービス利用予定】



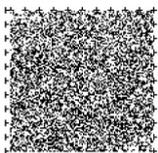
【今後3年間のサービス利用予定がない理由】



N=630

ア. サービスがあることを知らなかったため
 イ. サービスを受ける必要がないため
 ウ. サービスの対象者に含まれないため
 エ. すでに別のサービス提供を受けているため

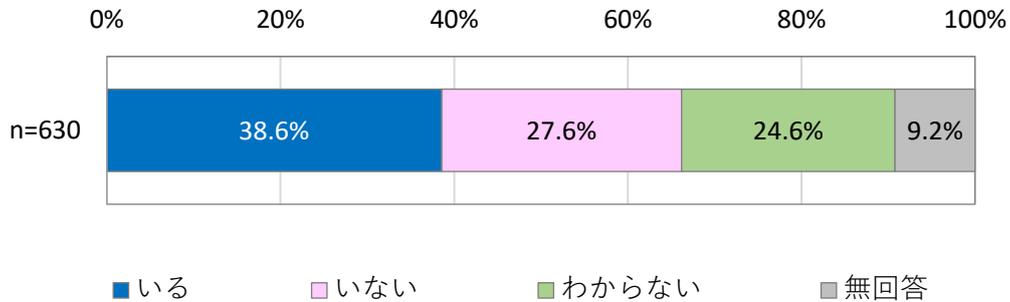
オ. サービス利用時間の都合が合わないため
 カ. 地域にサービス提供場所がないため
 キ. 利用料金がかかるため
 ク. その他



⑧ 地域での生活について

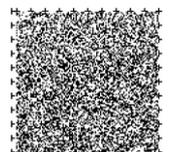
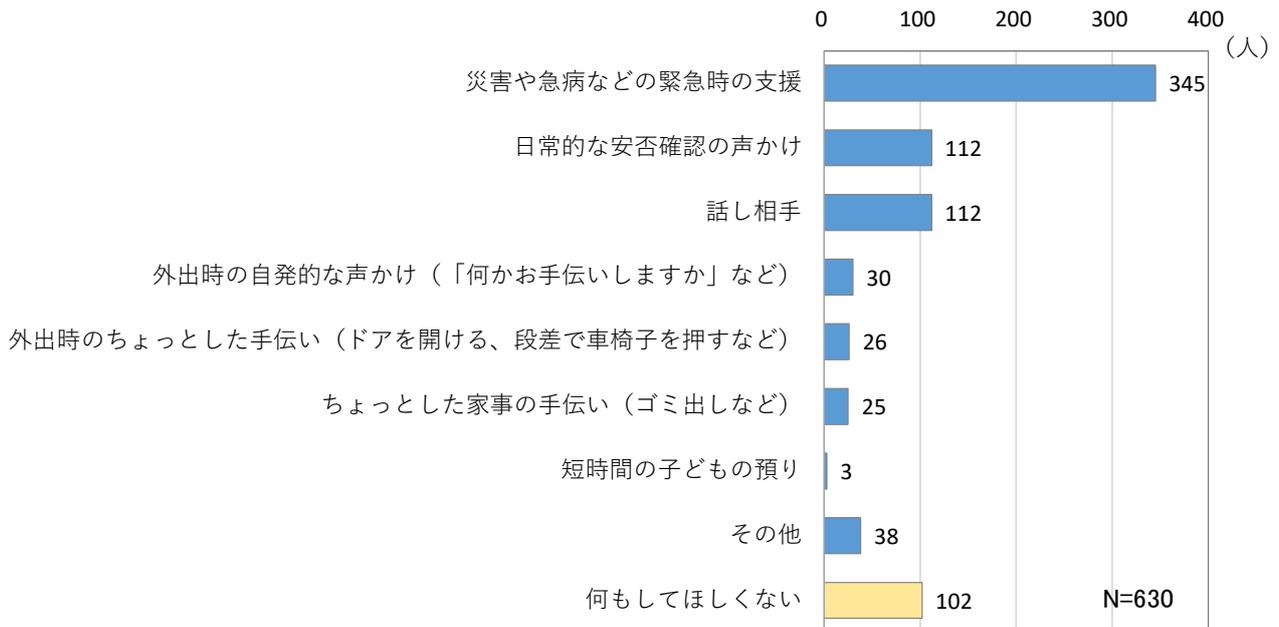
困ったときに助けてくれる近隣の人[単一回答]

困ったときに助けてくれる近隣の人については「いる」が38.6%で最も多くなっています。



近隣・地域の人にしてもらいたいこと[複数回答]

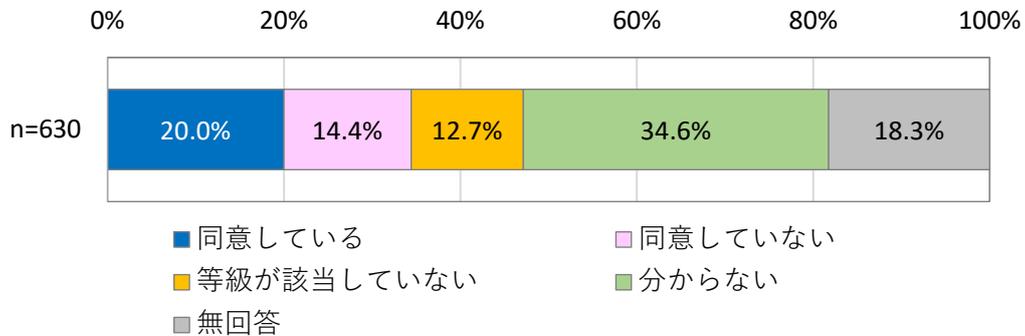
近隣・地域の人にしてもらいたいことについては「災害や急病などの緊急時の支援」が最も多くなっています。



⑨ 災害対策について

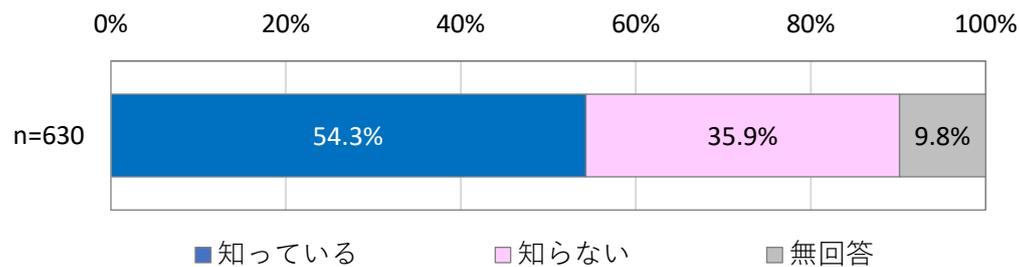
避難行動要支援者名簿の登録へ同意の有無〔単一回答〕

避難行動要支援者名簿への登録については「同意している」が20.0%と最も多くなっていますが、「分からない」との回答も多くなっています。



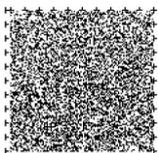
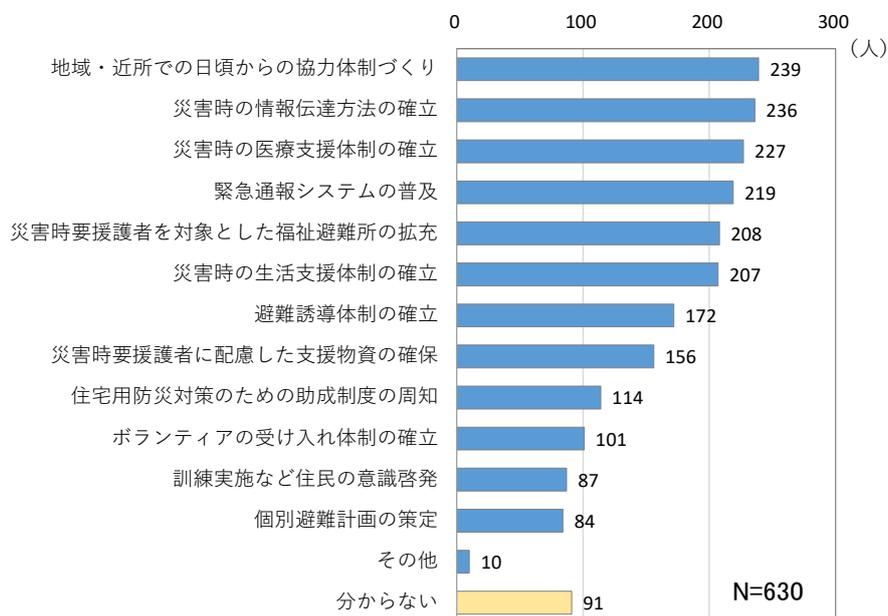
避難場所の認知〔単一回答〕

避難場所の認知については「知っている」が54.3%となっている一方、「知らない」の人も35.9%います。



災害時要支援者に対して取り組むべきこと〔複数回答〕

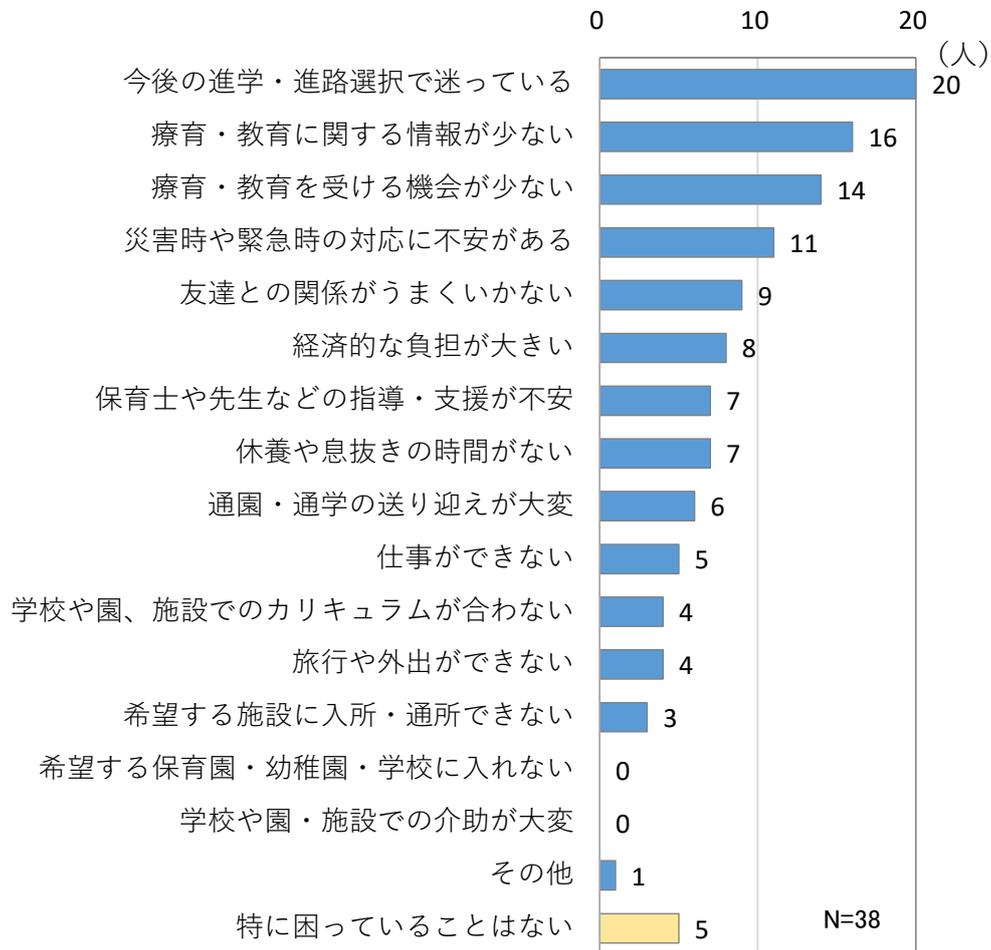
災害時要支援者に対して取り組むべきことについては「地域・近所での日頃からの協力体制づくり」、「災害時の医療支援体制の確立」などが多くなっています。



⑩ 療育・教育について

子どもの療育・教育での困りごと(18歳以下の方の保護者の方)[複数回答]

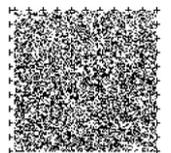
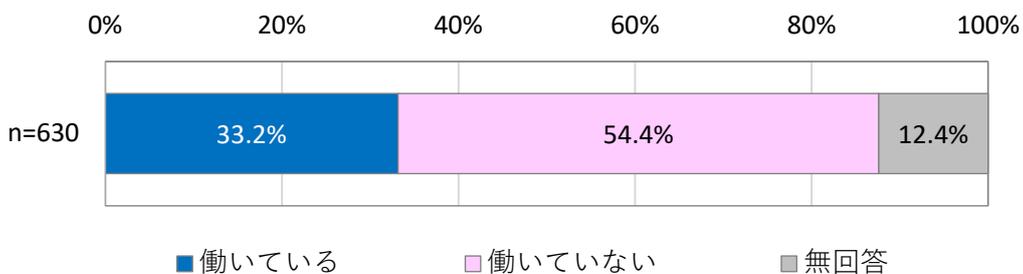
子どもの療育・教育での困りごとについては「今後の進学・進路選択で迷っている」が最も多くなっています。



⑪ 雇用・就労について

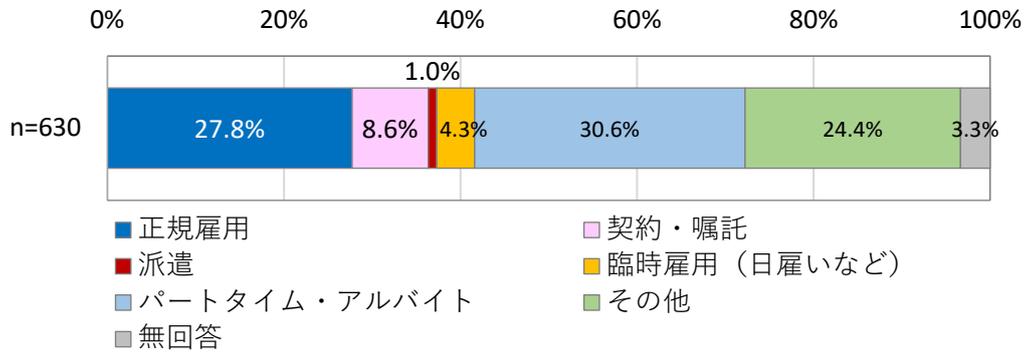
現在働いているか[単一回答]

現在働いているかについては「働いていない」が「働いている」を上回っています。



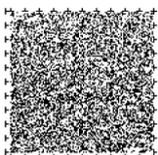
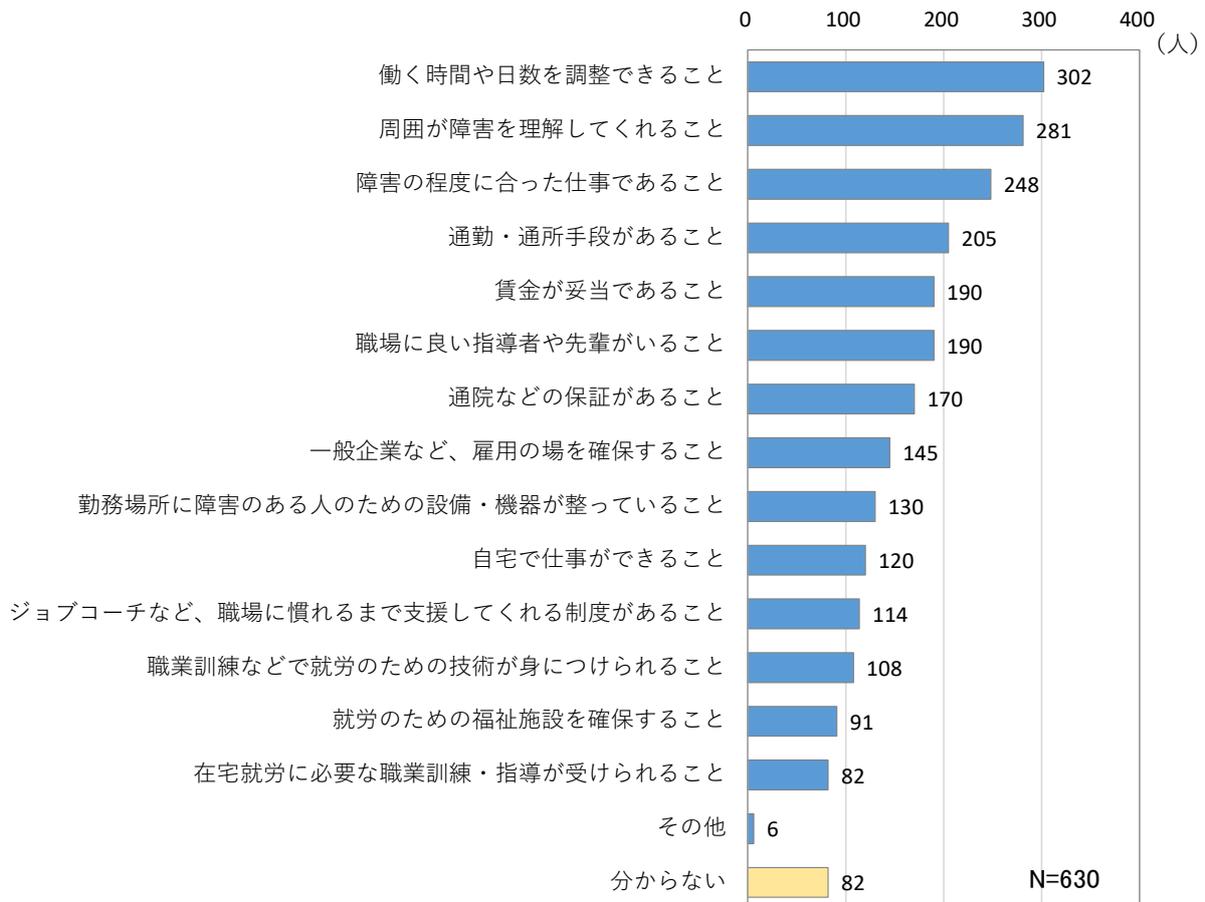
雇用形態〔単一回答〕

雇用形態については「パートタイム・アルバイト」が30.6%と最も多く、次いで「正規雇用」が27.8%なっています。



障害者が働くための環境〔複数回答〕

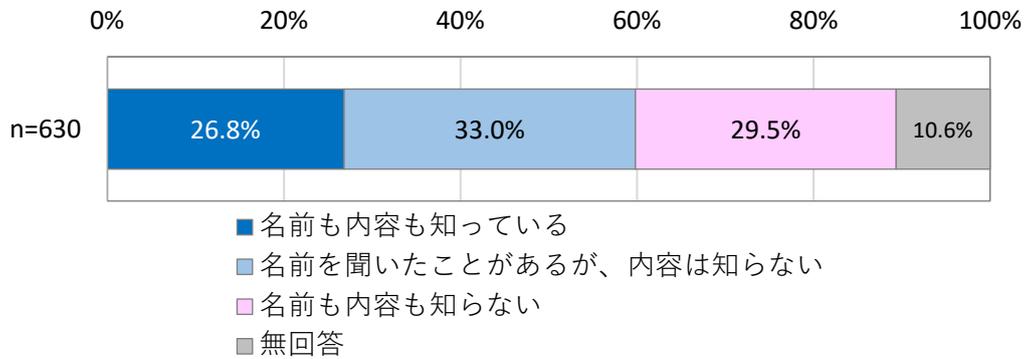
障害者が働くための環境については「働く時間や日数を調整できること」、「周囲が障害を理解してくれること」が多くなっています。



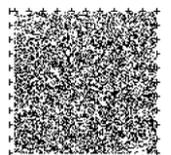
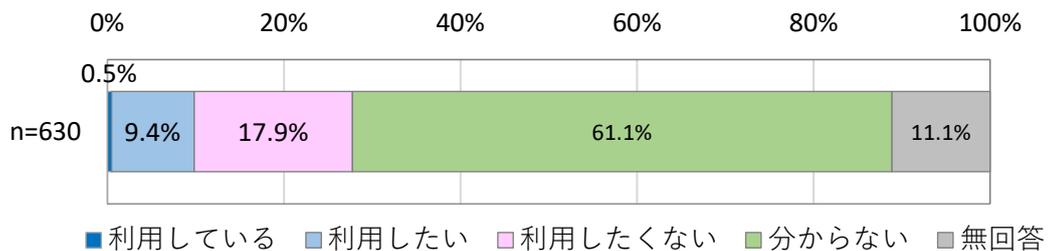
⑫ 成年後見制度について

成年後見制度の認知[単一回答]

成年後見制度については「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が最も多くなっています。

成年後見制度の利用希望の有無[単一回答]

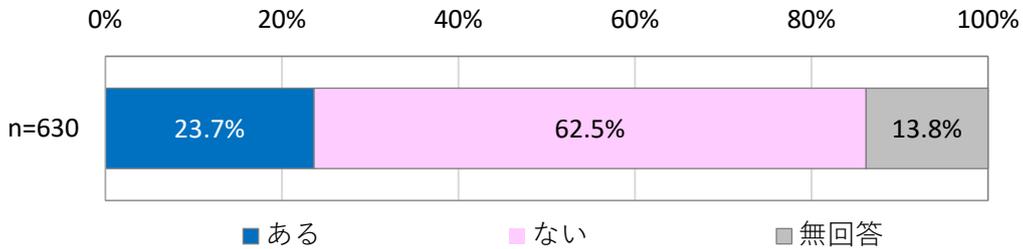
成年後見制度を利用したいかについては「利用したくない」が「利用したい」を上回っています。



⑬ 権利擁護について

差別を受けたことの有無[単一回答]

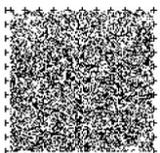
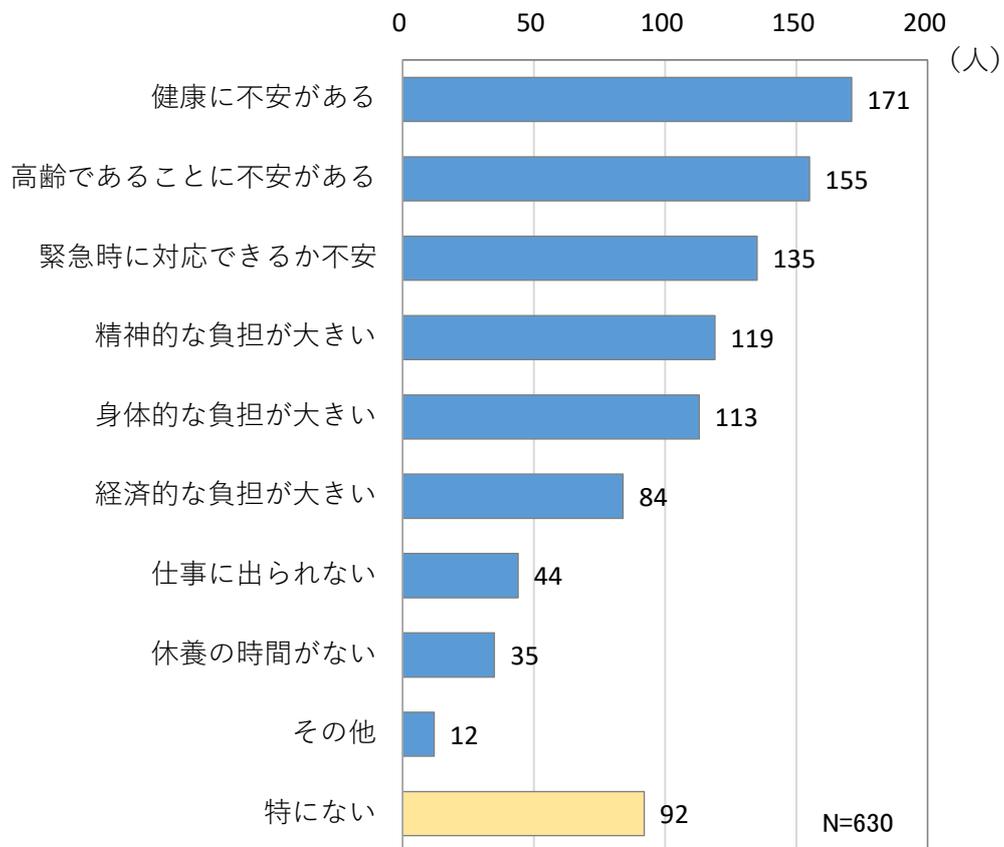
差別を受けたことがあるかについては「ない」との回答が多くなっています。



⑭ 家族の介助（介護）の状況について

介助（介護）について感じていること[複数回答]

家族の介助（介護）について感じていることについては「健康に不安がある」、「高齢であることに不安がある」が多くなっています。



3. 障害者福祉の課題

アンケート調査、策定委員会等の意見や統計データに示される情報などをふまえて、富士河口湖町における障害者福祉の課題を整理しました。

(1) 情報の取得利用・意思疎通の支援

障害者等が地域において、自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の充実が不可欠となっています。

しかし、現在も圏域で連携して相談支援体制の充実・強化を図っていますが、「医師・看護師」や「施設の職員」、「行政の窓口（町役場・保健所など）」、「相談支援事業者」など専門職への相談が少ない状況にあります。

地域で生活するうえで誰もが必要な時に、気軽に相談できるような環境づくり、相談窓口の情報発信が求められています。

また、誰もが意思疎通を図れるような支援環境も求められており、継続した取り組みが求められています。

(2) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

平成28年に施行された障害者差別解消法では、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することが目的とされています。

共生社会の実現には、日常生活や社会生活において、障害のある人が活動を制限されたり、社会参加が制約されたりするなどの社会的障壁を取り除くことが重要であるとされています。

一方、未だ町内においては障害者に対する差別がある状況にあり、広く町民や社会全体において、障害者及び障害に対する理解の促進が求められています。住民・行政ともにこのような差別や偏見解消のための一層の取り組みを推進し、障害者の権利侵害を防止するため、福祉制度や福祉サービスにかかわる権利擁護システムを地域において整備することが必要とされています。

成年後見制度については認知度が低い状況であり、利用したい方が利用したい時に利用できるよう、認知度を高めるとともに、支援体制の継続・強化が求められています。

障害者に対する虐待の防止についても、継続して取り組むことが必要です。



(3) 地域生活への移行支援

障害のある人も、将来にわたり住み慣れた自宅での生活を希望する方が多くなっており、住み慣れた自宅や地域での日常生活や社会生活を継続できる環境づくりが求められています。

地域においては相談支援や医療サービスの充実、社会参加の促進、移動しやすい環境整備など多様な支援が必要であり、特に、自宅介護者の支援や重度障害者等への支援が求められています。

障害者が住み慣れた地域で快適な生活を送り、積極的に社会参加を進めていくためには、道路、公民館等の公共施設のバリアフリー化をはじめ、居住空間全般に目配りした生活環境の整備も必要となります。

さらに、働きたい方が働ける環境づくりや就労支援が求められており、一般就労への移行に向けては、一般企業の理解促進が必要となっています。

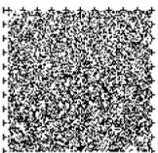
また、障害児が増加する中で、地域や学校等での理解が重要であり、今後も継続した障害児へのサービス提供が求められています。

(4) 災害時の対応

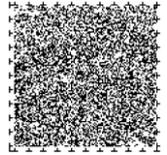
障害のある人が地域で安心して生活していく上で、防災対策は極めて重要な課題です。

アンケート調査でも、近隣や地域の人への要望として「災害や急病などの緊急時の支援」が最も多く望まれており、地域・近所での日頃からの協力体制づくりが求められています。

また、障害者や一人暮らしの高齢者等の要支援者の把握、障害者に配慮した避難所の運営、防災情報の提供方法等、地域の防災体制の更なる強化と、きめ細かな対応が必要となっています。



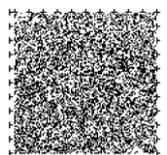
第3章 前期計画の検証



1. 目標値（障害福祉計画・障害児福祉計画）の進捗状況

(2) 地域生活支援拠点等の整備、(4) 障害児支援の提供体制の整備等、(5) 相談支援体制の充実・強化等については、富士北麓圏域で対応しています。

	実績値				目標値	目標値の設定
	令和元年度	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行						
福祉施設入所者数	28人	28人	30人	28人	27人	1人の削減（削減率：3.6%） 【国目標：1.6%以上】
上記入所者数のうち、 県外施設の入所者数	—	1人	2人	2人	—	—
地域生活移行者数	0人	0人	1人	0人	2人	2人の移行（移行率：7.1%） 【国目標：6.0%以上】
上記地域移行者数のうち、 県外施設に入所している者数	—	0人	0人	0人	—	—
(2) 地域生活支援拠点等の整備						
地域生活支援拠点数	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所	圏域設置 【国目標： 町内または圏域に1か所】
運用状況の検証及び 確認回数	7回	1回	1回	1回	2回	【国目標：年1回以上】
(3) 福祉施設から一般就労への移行等						
一般就労への移行者数	1人	2人	1人	0人	4人	4.0倍 【国目標： 令和元年度実績の1.27倍以上】
就労移行支援事業等に係る移行 者数	1人	2人	1人	0人	2人	2.0倍 【国目標： 令和元年度実績の1.30倍以上】
就労継続支援A型事業に係る移 行者数	0人	0人	0人	0人	1人	【国目標： 令和元年度実績の1.26倍以上】
就労継続支援B型事業に係る移 行者数	0人	0人	0人	0人	1人	【国目標： 令和元年度実績の1.23倍以上】
就労移行支援事業等を通じた一 般就労への移行者数	—	0人	1人	0人	4人	7.5割 【国目標：7割】
上記のうち 就労定着支援事業 の利用者数	—	0人	0人	0人	3人	7.5割 【国目標：7割】
(4) 障害児支援の提供体制の整備等						
児童発達支援センター設置数	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所	圏域設置 【国目標：1か所以上】
保育所等訪問支援を利用できる 施設数	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所	圏域設置 【国目標：1か所以上】
児童発達支援事業所数（重身 児）	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所	圏域設置 【国目標：1か所以上】
放課後等デイサービス事業所数 （重身児）	0か所	1か所	0か所	0か所	1か所	圏域設置 【国目標：1か所以上】
医療的ケア児支援のための関係 機関の協議の場数	1か所	3か所	1か所	1か所	1か所	圏域設置 【国目標：1か所以上】
医療的ケア児等に関するコー ディネーター配置数	0人	0人	1人	2人	1人	圏域設置 【国目標：1人以上】
(5) 相談支援体制の充実・強化等						
総合的・専門的な相談支援の実 施及び地域の相談支援体制の強 化を実施する施設数	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所	圏域設置 【国目標：1か所以上】



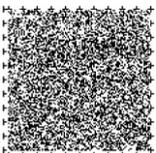
2. 前期計画におけるサービス実績状況

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用者数が見込値よりも大幅に少なかったサービスがあります。

(1) 指定障害福祉サービス

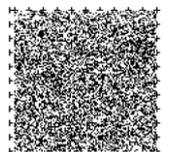
① 訪問系サービス

サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		見込	見込	見込	実績	実績	実績見込
居宅介護	利用延べ時間 (時間)	294	294	314	249	202	242
	利用実人員 (人)	19	19	20	17	15	18
重度訪問介護	利用延べ時間 (時間)	0	0	0	0	77	92
	利用実人員 (人)	0	0	0	0	1	1
同行援護	利用延べ時間 (時間)	12	12	12	0	0	0
	利用実人員 (人)	5	5	5	0	0	0
行動援護	利用延べ時間 (時間)	0	0	0	0	0	0
	利用実人員 (人)	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	利用延べ時間 (時間)	0	0	0	0	0	0
	利用実人員 (人)	0	0	0	0	0	0
計	利用延べ時間 (時間)	306	306	326	249	279	334
	利用実人員 (人)	24	24	25	17	16	19



② 日中活動系サービス

サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		見込	見込	見込	実績	実績	実績見込
生活介護	利用延べ時間 (時間)	1,560	1,610	1,630	1,134	1,169	1,403
	利用実人員 (人)	72	74	75	58	59	71
自立訓練 (機能訓練)	利用延べ時間 (時間)	3	3	3	47	44	53
	利用実人員 (人)	1	1	1	3	4	5
自立訓練 (生活訓練)	利用延べ時間 (時間)	12	12	12	201	31	37
	利用実人員 (人)	1	1	1	5	2	2
就労移行支援	利用延べ時間 (時間)	215	254	290	160	87	104
	利用実人員 (人)	12	14	16	9	5	6
就労継続支援 (A型)	利用延べ時間 (時間)	60	60	60	46	69	83
	利用実人員 (人)	3	3	3	2	4	5
就労継続支援 (B型)	利用延べ時間 (時間)	895	930	960	932	992	1,190
	利用実人員 (人)	56	58	60	56	58	70
就労定着支援	利用実人員 (人)	1	2	3	0	1	1
療養介護	利用実人員 (人)	4	4	4	3	3	3
短期入所 (福祉型)	利用延べ時間 (時間)	74	74	78	326	21	25
	利用実人員 (人)	16	16	17	6	3	4
短期入所 (医療型)	利用延べ時間 (時間)	51	68	68	0	0	0
	利用実人員 (人)	3	4	4	0	0	0



③ 居住系サービス

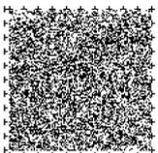
サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		見込	見込	見込	実績	実績	実績見込
自立生活援助	利用実人員 (人)	1	1	1	0	0	0
共同生活援助	利用実人員 (人)	11	12	12	9	11	13
施設入所支援	利用実人員 (人)	29	28	27	30	28	27

④ 相談支援

サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		見込	見込	見込	実績	実績	実績見込
計画相談支援	利用実人員 (人)	32	34	36	33	28	34
地域移行支援	利用実人員 (人)	1	1	1	0	0	0
地域定着支援	利用実人員 (人)	1	1	1	0	0	0

⑤ 障害児支援

サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		見込	見込	見込	実績	実績	実績見込
児童発達支援	利用延べ時間 (時間)	50	50	54	38	57	68
	利用実人員 (人)	9	9	10	8	12	14
医療型 児童発達支援	利用延べ時間 (時間)	0	0	0	0	0	0
	利用実人員 (人)	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	利用延べ時間 (時間)	630	675	698	546	516	619
	利用実人員 (人)	52	56	58	45	45	54
保育所等 訪問支援	利用延べ時間 (時間)	2	2	2	0	0	0
	利用実人員 (人)	1	1	1	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	利用延べ時間 (時間)	0	0	0	0	0	0
	利用実人員 (人)	0	0	0	0	0	0
障害児相談 支援	利用実人員 (人)	8	9	9	11	10	12



(2) 地域生活支援事業

① 相談支援事業

サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		見込	見込	見込	実績	実績	実績見込
障害者相談支援事業	件	750	750	750	149	203	258
基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター 等機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	件	1	1	1	0	0	1

② 意思疎通支援事業

サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		見込	見込	見込	実績	実績	実績見込
手話通訳者・要約 筆記者等派遣事業	件	100	130	130	有	有	有
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	有	有	有

③ 日常生活用具給付等事業

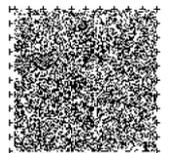
サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		見込	見込	見込	実績	実績	実績見込
介護・訓練支援用具	件	2	2	2	1	1	1
自立生活支援用具	件	2	2	2	4	6	4
在宅療養等支援用具	件	2	2	2	0	2	0
情報・意思疎通支援用具	件	2	2	2	2	3	2
排せつ管理支援用具	件	650	650	650	687	645	660
居宅生活動作補助用具	件	1	1	1	0	0	0

④ 手話奉仕員養成研修事業

サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		見込	見込	見込	実績	実績	実績見込
手話奉仕員養成研修事業	修了者 (人)	10	20	20	7	6	7

⑤ 移動支援事業

サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		見込	見込	見込	実績	実績	実績見込
移動支援事業	利用者 (人)	7	7	7	11	11	10
	時間	235	235	235	407	303	250



⑥ 地域活動支援センター事業

サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		見込	見込	見込	実績	実績	実績見込
地域活動支援センター事業	利用者 (人)	24	24	25	25	23	21

⑦ 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

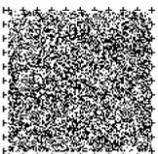
サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		見込	見込	見込	実績	実績	実績見込
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	無	無	有
自発的活動支援事業	有無	有	有	有	無	無	有

⑧ 成年後見制度法人後見支援事業

サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		見込	見込	見込	実績	実績	実績見込
成年後見制度法人 後見支援事業	件	1	1	1	0	0	1

⑨ その他町独自に取り組む事業（任意事業）

サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		見込	見込	見込	実績	実績	実績見込
日中一時支援事業	利用者 (人)	35	40	45	52	39	35
生活訓練等事業	利用者 (人)	7	7	7	7	9	9
本人活動支援事業	利用者 (人)	25	26	27	25	33	33
点字・声の広報等発行事業	利用者 (人)	8	8	8	8	5	5
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	利用者 (人)	500	500	500	0	67	70
自動車運転免許取得・改造助 成事業	利用者 (人)	1	1	1	0	1	2
精神障害者社会復帰相談指導 事業	利用者 (人)	10	10	10	8	7	6



第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

富士河口湖町は、「第2次富士河口湖町総合計画」の将来像である「ひとを優しくつなぐ世界に誇るふじのまち」を障害者福祉の分野において具現化するため、地域福祉の充実したまちづくりをめざすこととします。

このことを踏まえ、障害者基本計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の基本理念は、次のとおりとします。

ともに生き ともに支え合う 福祉のまち 富士河口湖町

障害の有無によらず、町民一人ひとりが互いの個性を尊重しあい、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を営み、社会参加できる福祉のまち 富士河口湖町を目指します。

2. 基本方針

計画の推進にあたり、基本理念を踏まえ次の3つの基本方針を設定します。

これらの基本方針を踏まえ、『ともに生き ともに支え合う 福祉のまち 富士河口湖町』を目指します。

基本方針1

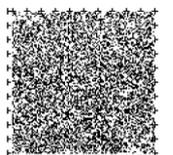
ともに学び、働き、
社会参加できる
社会づくり

基本方針2

自分らしく暮らせる
地域づくり

基本方針3

ともに支え合う
人づくり



基本方針1 ともに学び、働き、社会参加できる社会づくり

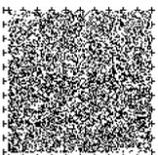
障害者も社会の対等な仲間の一人として尊重され、自分の意思で選択・決定し、障害のない人と共に学び、働き、社会の様々な活動へ参加できるよう、社会参加を推進するための環境整備に努めます。

基本方針2 自分らしく暮らせる地域づくり

障害者が病院や施設から地域へ移行し、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を営むことができるよう、障害の特性に応じた切れ目のない支援を行うとともに、地域で暮らす障害者の生活の場や活動の場の整備の促進など、地域生活に関する総合的な支援に努めます。

基本方針3 ともに支え合う人づくり

障害の有無によらず、町民一人ひとりが互いの個性を尊重しあい、共に支え合う地域社会を築くために、相互交流、地域に根ざしたボランティア活動の場など地域福祉の基盤づくりを推進します。また、障害者への差別・偏見を解消するために、地域、家庭、学校教育の中で、障害に対する理解を深めるための取り組みに努めます。



3. 施策の体系

基本理念

ともに生き ともに支え合う 福祉のまち 富士河口湖町

基本方針

基本方針1
ともに学び、働き、
社会参加できる
社会づくり

基本方針2
自分らしく暮らせる
地域づくり

基本方針3
ともに支え合う
人づくり

施策の展開

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- (1) 差別の解消
- (2) 権利擁護・虐待防止の推進

2. 安全・安心な生活環境の整備

- (1) 障害者の生活環境整備の推進

3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- (1) 情報アクセシビリティの向上
- (2) 社会参加の促進（意思疎通支援）

4. 防災、防犯等の推進

- (1) 災害が起きても安心な地域づくりの推進

5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- (1) 社会参加の推進（移動支援）
- (2) 地域での生活の場の確保
- (3) 相談体制と地域コーディネート機能の充実
- (4) 地域生活を支えるサービスの充実
- (5) 住民意識の高揚及び住民参画の推進
- (6) 地域住民の経験や能力を活用したボランティア活動等の推進
- (7) 生涯学習の推進

6. 保険・医療の推進

- (1) ライフステージに応じた適切な保健・療育の支援
- (2) 救急医療体制の充実
- (3) 医療給付等の充実

7. 障害児サービスの推進

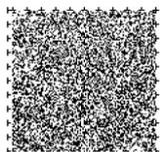
- (1) 一貫した障害児支援体制の構築
- (2) 特別支援教育の充実
- (3) 福祉教育の推進

8. 雇用・就業、経済的自立の支援

- (1) 就労支援の強化

9. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- (1) 芸術・文化活動の支援・充実
- (2) スポーツ等の振興



第5章 障害者福祉推進のための施策展開（障害者基本計画部分）

第2章「富士河口湖町の障害者福祉の課題」及び、第4章「計画の基本的な考え方」を踏まえ、障害者福祉推進のための施策を次のとおり展開します。

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

（1）差別の解消

施策展開
障害者及び障害児等に対する差別禁止や合理的配慮の提供を行っていきます。選挙における合理的配慮の提供など行政等においては配慮の充実を図ります。
職員の障害者に対する対応について、理解を深めるよう努めます。

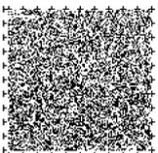
（2）権利擁護・虐待防止の推進

施策展開
権利擁護・虐待等の相談に対して、要保護児童対策地域協議会や関係機関と連携し、相談・支援を行っていきます。
障害年金など個人の財産について、障害者及び障害児等が成年後見制度や日常生活自立支援事業を利用して適切に管理できるよう、制度の周知や利用の促進を図ります。

2. 安全・安心な生活環境の整備

（1）障害者の生活環境整備の推進

施策展開
障害者が、住み慣れた地域で社会生活を送るために、だれもが不自由を感じることなく利用できる、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた生活環境整備を推進していきます。
障害者の自宅の床の段差、トイレ・浴室の使い勝手等、居住環境に問題がある場合には、障害の程度に応じて居住環境の改善を支援します。



3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

(1) 情報アクセシビリティの向上

施策展開
障害者が必要な情報を取得できるよう、障害に応じたきめ細かな、わかりやすい情報提供・周知により、障害福祉サービスなどの利用拡充に努めます。
地域福祉を推進するためには、公的サービスに関するものだけではなく、互助・共助的なニーズを把握した上で計画し、実施していく必要があります。公的サービスのみではなく、住民同士の互助的な活動も含めた福祉サービスに関する情報の一元化を進め、情報提供や相談・ケアマネジメントを迅速かつ効率的に行うことで、利用者をはじめとした住民の利便性向上を図ります。
社会福祉協議会や、広域的な取り組みを行う自立支援協議会は、障害者等のニーズを把握するうえで重要な機関です。富士河口湖町社会福祉協議会及び富士北麓圏域障害者自立支援協議会との連携を強化し、情報収集機能の充実に努めます。

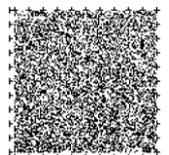
(2) 社会参加の促進（意思疎通支援）

施策展開
障害者の中でも、視覚や聴覚に障害がある方にとって円滑な社会参加を図るためには、コミュニケーション手段の確保が必要不可欠です。手話奉仕員の養成、点訳奉仕員の確保に努め、地域における意思疎通支援サービスの充実を図り、社会参加を促進します。
日常生活用具の給付を推進するとともに、障害特性に応じたコミュニケーション支援を充実し、円滑に情報を取得・利用できる環境づくりを推進します。

4. 防災、防犯等の推進

(1) 災害が起きても安心な地域づくりの推進

施策展開
富士河口湖町地域防災計画に基づき、地域の自主防災組織と連携し、障害者に配慮した防災体制の強化に努めます。
災害時に備え、自分の身は自分で守る「自助」、地域や近隣の方々が協力する「共助」など、地域で助け合う意識の啓発に取り組みます。
町内の障害者や一人暮らしの高齢者など、災害時に何らかの助けを必要とする要支援者の状況を把握するとともに、情報を一元的にとりまとめるため、要支援者台帳により、災害時の対応の効率化・迅速化を図ります。
富士五湖消防本部との連携を図りながら、訓練や学習会等を実施し、災害発生時に備えて各地からの災害ボランティアの受け入れ体制の整備充実を行っていきます。



5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

(1) 社会参加の推進（移動支援）

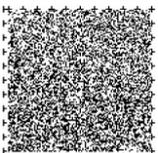
施策展開
障害者の移動手段として重要な役割を果たす、鉄道、バス、タクシーなど、公共交通について、障害者など交通弱者が安心して利用できるサービス促進に努めます。
障害者が気軽に外出できるよう、交通ルールの遵守やガイドヘルプサービスの充実などソフト面での環境整備を図り、すべての人々が安全に安心して生活し、社会参加ができるように努めます。

(2) 地域での生活の場の確保

施策展開
障害者と家族が安心して充実した地域生活を送るために、利用者本位の考え方に立って、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備に努めます。
施設入所を続けている障害者が施設からの退所を希望する場合、町では障害者本人の意向を尊重し、地域生活移行に向けた福祉サービスの提供に努めます。

(3) 相談体制と地域コーディネート機能の充実

施策展開
障害者が地域において主体的・自立的に生活していくために、一人ひとりの障害の特性や各年代における生活場面に応じて、障害福祉サービス等を適正に選択できるよう、障害者のニーズに合った福祉情報の提供や総合的な相談に応じていきます。
相談支援にあたっては、富士北麓圏域障害者自立支援協議会、相談支援事業所との連携を強化し、障害者の活動を支援していきます。
幅広い福祉サービスに対応できる総合福祉窓口として、相談からサービス提供（支援）まで対応する体制を整備し、相談者の利便性向上に努めるとともに、障害者のプライバシーに配慮し、安心して気軽に相談できる環境整備に努めます。
平成29年に富士北麓6市町村が共同で開所した「ふじのわ」に常駐の社会福祉士や精神保健福祉士の専門的職員と連携し、障害者やご家族からの様々な相談支援を強化していきます。



(4) 地域生活を支えるサービスの充実

施策展開
ホームヘルプサービスや短期入所などに加え、適切な生活環境の整備や様々な在宅福祉サービスを必要に応じて“いつでも どこでも”適切に受けられる、きめ細かな日常の生活支援体制整備に努めます。
障害児の養育や障害者の介護を担ってきた家族の負担軽減に向けて、在宅福祉サービスの充実に努めます。
障害者の家族など日常的な介護にあたる介助者への支援体制の充実に努めます。

(5) 住民意識の高揚及び住民参画の推進

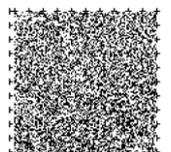
施策展開
住民一人ひとりが障害者に対する差別・偏見を取り除き、障害及び障害者への理解を深められるよう、広報等の情報媒体を活用した、多様な啓発活動に努めます。
障害のある人とない人が共に理解し合うために、自治会、民生委員・児童委員協議会など、地域の各種団体と連携して、互いの交流を深める機会を企画するなど、地域活動への障害者の参加を促進します。
心のバリアフリー化については、町の広報誌、学校教育、生涯学習の場などあらゆる機会を通じて、啓発普及を図ると同時に、福祉施策はもとより、町が実施する他の施策の中でも配慮しながら推進していきます。

(6) 地域住民の経験や能力を活用したボランティア活動等の推進

施策展開
幅広い町民の参加によりボランティア活動を推進し、障害者の地域生活支援に向けたボランティアの活動基盤整備、ボランティアグループの育成を推進します。
富士河口湖町には、福祉分野に限らず、多くのボランティア組織、NPOがあり、それぞれの分野で活躍しています。また、自治会、民生委員・児童委員協議会は、各地区において、きめ細かな支援を行う等、地域福祉において重要な役割を果たしています。こうした団体等と連携し、ボランティア活動等を積極的に推進していきます。

(7) 生涯学習の推進

施策展開
障害者及び障害児等を対象とした学習の機会やレクリエーション活動、芸術文化活動やスポーツの場の提供により、生きがいづくりや健康の維持増進を推進します。
障害者団体や障害者支援を目的とするサークルなどの積極的な活動を支援していきます。



6. 保険・医療の推進

(1) ライフステージに応じた適切な保健・療育の支援

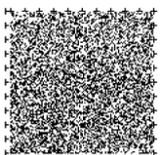
施策展開
心の健康に関する相談について充実が望まれており、保健所等と連携しながら、精神保健福祉士をはじめとする専門家を配置し、相談体制を整備していきます。
障害者及び障害児等の疾病や二次障害等の予防及び早期発見、早期治療のため、特定健診等の周知や健診を受けやすい環境づくりを支援します。
長期入院となっている精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消のため、地域移行後の生活準備に向けた支援などに努めます。
発達障がい者等支援の一層の充実や難病患者への支援など、サービスの充実を図ります。

(2) 救急医療体制の充実

施策展開
休日夜間診療、小児救急医療、休日救急歯科診療、心身障害者（児）歯科診療の充実を図ります。

(3) 医療給付等の充実

施策展開
医療費の負担軽減の一助となるよう、各種医療費助成制度や福祉タクシー助成制度の周知と利用促進に努めます。



7. 障害児サービスの推進

(1) 特別支援教育の充実

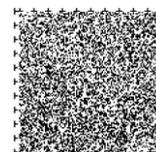
施策展開
特別支援教育充実のために、児童・生徒の適切な就学指導を行い、入学、入級が適切に行えるよう家庭、保育所・幼稚園、小中学校と連携していきます。
障害児等が早期からの適切な教育を受けられるよう、関係機関との連携強化に努め、相談窓口や専門家による支援の充実を図ります。
障害児等の希望を踏まえ、各関係機関が連携しながら障害特性に応じたインクルーシブ教育の推進に努めます。

(2) 一貫した障害児支援体制の構築

施策展開
子どもの成長過程においては、多くの機関(保育所(園)・幼稚園・認定こども園、小中学校、各種相談窓口、療育機関等)が関わるため、支援が必要な子どもや保護者への切れ目のない支援を考える上で、地域の支援体制の構築が重要です。そのため、児童発達支援センターについては圏域で設置を検討し、機能強化と地域の体制整備を図ります。障害者と家族からの様々な相談に応じ、他分野の機関とも連携しながら必要な支援、サービスへつなげます。
障害児教育については、インクルーシブの考え方が進む中、できるだけ地域の学校で教育を受けさせようとするニーズが高まっています。一方で、重度の障害や重複障害を持つ児童、又は医療的ケアが必要な児童への対応については、一人ひとりのニーズに合った指導・教育・訓練が大切であるとする保護者が多くいます。こうした多様なニーズに応えるため、障害のある子ども一人ひとりに応じたきめ細かな支援を行えるように、乳幼児から学校卒業後まで一貫した支援を推進していきます。
学習障害(LD)や、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、高機能自閉症を持つ児童生徒に対する支援を推進していきます。

(3) 福祉教育の推進

施策展開
学校教育の場において、福祉教育の推進、ボランティア活動の推進、障害者との交流など、障害者理解の促進に向けた取り組みを強化します。



8. 雇用・就業、経済的自立の支援

(1) 就労支援の強化

施策展開
障害者のニーズを踏まえ、作業所等の拡充を検討するとともに、就労継続支援事業などを活用することにより、障害者の福祉的就労を促進していきます。
富士北麓圏域障害者自立支援協議会、ハローワーク、事業者など関連機関との情報共有により、就労を希望する障害者、雇用を希望する企業に関する情報収集、情報発信に努めます。
就職しても様々な理由から離職してしまう障害者が多く、就労後のきめ細かな支援体制の整備が必要であるため、国や県、富士北麓圏域障害者自立支援協議会、福祉事務所、ハローワーク等と連携して、就労継続支援や就労定着支援を推進します。
障害者の能力に応じて、可能な限り雇用の場に就くことができるように、就労を希望する障害者や家族が、気軽に相談できる相談体制の充実に努めます。

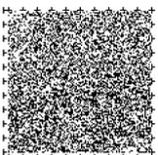
9. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

(1) 芸術・文化活動の支援・充実

施策展開
芸術文化への参加機会を作ることにより、障害者が芸術文化にふれあい、感性を高め、社会参加への機会創出に繋げていきます。

(2) スポーツ等の振興

施策展開
障害者がさまざまなスポーツ活動に取り組めるよう、スポーツ指導員の確保・育成を図ります。
県や山梨県障害者スポーツ協会などが実施する山梨県障害者スポーツ大会など、大規模なイベントや行事の情報を周知し、積極的な参加を支援します。



第6章 目標値とサービス見込み量について

(障害福祉計画・障害児福祉計画部分)

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画では、障害者総合支援法に定める「障害福祉サービス」、「相談支援」及び「地域生活支援事業」並びに児童福祉法に定める「障害児通所支援」及び「障害児相談支援」について、計画期間（令和6年度から令和8年度）における必要な見込量と、それらの提供体制を確保するための方策を定めます。

1. 障害福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

国の基本指針に示されている基本的理念

- ①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤障害児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥障害福祉人材の確保・定着
- ⑦障害者の社会参加を支える取組定着

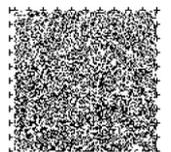
を踏まえ、富士河口湖町の障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方は、次のとおりとします。

○ 訪問系サービスの確保

今後も引き続き必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実を図ります。

○ 日中活動系サービスの確保

障害者のニーズに応じた適切なサービス提供が行えるよう、希望する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）の充実を図ります。



○ **グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備**

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによって、障害者等の地域における生活の維持及び継続を図るとともに、各関係機関が連携し、地域生活拠点の整備に向けた協議を進めます。

○ **福祉施設から一般就労への移行等の推進**

就労選択支援、就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大に努めます。

○ **相談支援体制の充実と情報提供**

障害者が地域において自立した生活を営むためには、障害福祉サービスの適切な利用を支援、各種ニーズに対応する相談支援体制の充実が必要です。また、必要な方が気軽に相談できるよう、情報提供の充実も必要です。

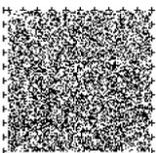
○ **障害児の支援体制の整備**

教育、保育等の関係機関、サービス提供事業者と連携し、障害児とその家族に対して、支援体制の整備に努めます。また、発達障害等、それぞれの障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう関係機関との連携により、十分なサービス提供体制の確保に努めます。

2. 令和8年度までに重点的に取り組む目標

障害福祉計画・障害児福祉計画では、国の基本方針に基づいて、重点的に取り組む項目について、目標年度である令和8年度末における目標値を設定することが求められています。目標値を設定する重点項目は、以下の6項目です。

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 →記載するか要検討
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等



3. 目標値の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、令和4年度末の地域移行者数を令和8年度末までに6%以上、施設入所者数を5%以上削減に設定することとされています。

富士河口湖町では、令和4年度末時点の入所者32人に対して、令和8年度末までの地域移行者数を2人、施設入所者数の削減2人を目標としました。

項目	令和4年度末 実績値	令和8年度末 目標値	目標値の設定
地域移行者数	0人	2人	2人の移行 【国目標：6%以上】
施設入所者数	32人	30人	2人の削減（削減率：6.3%） 【国目標：5%以上削減】

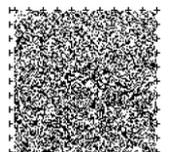
(2) 地域生活支援の充実

① 地域生活支援拠点等確保

国の基本指針では、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこととされています。

富士河口湖町では、圏域で設置した地域生活支援拠点の機能充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを目標としました。

項目	令和8年度末 目標値	目標値の設定
コーディネーターの配置の有無	有	【国目標：配置有】
障害福祉サービス事業所等の担当者の配置の有無	有	【国目標：配置有】
支援体制及び緊急時の連絡体制の構築の有無	有	【国目標：構築有】
検証・検討年間実施回数	2回	【国目標：年1回以上】



② 強度行動障害を有する者への支援体制の充実

国の基本指針では、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関し支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることとされています。

富士河口湖町では、自立支援協議会で協議し取組を実施することを目標としました。

項目	令和8年度末 目標値	目標値の設定
支援体制充実に向けた取組実施の有無	実施	自立支援協議会で実施 【国目標：支援体制充実に向けた取組の実施】

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

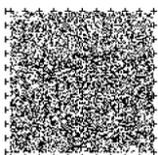
① 一般就労への移行者数

国の基本指針では、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を以下のとおり設定することとされています。

- ・ 就労移行支援事業等（生活介護、自律訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者が令和3年度の移行実績の1.28倍以上とする。
- ・ 就労移行支援を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者が令和3年度の移行実績の1.31倍以上とする。
- ・ 就労継続支援A型を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者が令和3年度の移行実績の1.29倍以上とする。
- ・ 就労継続支援B型を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者が令和3年度の移行実績の1.28倍以上とする。

富士河口湖町では、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和8年度末時点で計6人を目標としました。

項目	令和3年度末 実績値	令和8年度末 目標値	目標値の設定
就労移行支援事業等に係る移行者数	1人	2人	2人の移行（2.00倍） 【国目標：令和3年度実績の1.28倍以上】
就労移行支援事業に係る移行者数	1人	2人	2人の移行（2.00倍） 【国目標：令和3年度実績の1.31倍以上】
就労継続支援A型事業に係る移行者数	0人	1人	1人の移行 【国目標：令和3年度実績の1.29倍以上】
就労継続支援B型事業に係る移行者数	0人	1人	1人の移行 【国目標：令和3年度実績の1.28倍以上】



② 一般就労移行者が5割以上の事業所

国の基本指針では、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が就労移行支援事業所の5割以上に設定することとされています。

富士河口湖町では、就労移行支援事業所数が少ないことから、就労移行支援事業所の割合を0と設定しました。

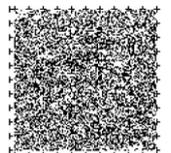
項目	令和8年度末 目標値	目標値の設定
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	0	【国目標：就労移行支援事業所の5割以上】

③ 就労定着支援事業の利用率

国の基本指針では、令和8年度中に就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上に設定することとされています。また、就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合が2割5分以上に設定することとされています。

富士河口湖町では、就労定着支援事業の利用者数を令和8年度末時点で2人を目標としました。また、就労移行支援事業所数が少ないことから、定着率が7割以上となる事業所の割合については0と設定しました。

項目	令和3年度末 実績値	令和8年度末 目標値	目標値の設定
就労定着支援事業の利用者数	1人	2人	2人の移行(2.00倍) 【国目標：令和3年度実績の1.41倍以上】
就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	0	0	【国目標：就労定着支援事業所の2割5分以上】



(4) 障害児支援の提供体制の整備等

① 障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築

国の基本指針では、令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制を構築することとされています。

富士河口湖町では、圏域で児童発達支援センターを設置し、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築することを目標としました。

項目	令和3年度末 実績値	令和8年度末 目標値	目標値の設定
児童発達支援センター 設置数	0カ所	1カ所	圏域で設置 【国目標：市町村又は圏域に 1カ所以上】
地域社会への参加・包 容の（インクルージョ ン）推進体制の構築の 有無	—	有	【国目標：全市町村において 推進体制の構築】

② 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の設置

国の基本指針では、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を各市町村又は圏域に1カ所以上設置することとされています。

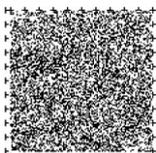
富士河口湖町では、圏域で1カ所設置することを目標としました。

項目	令和3年度末 実績値	令和8年度末 目標値	目標値の設定
重症心身障害児を支援 する児童発達支援事業 所等の設置	0カ所	1カ所	圏域で設置 【国目標：市町村又は圏域に 1カ所以上】

③ 医療的ケア児等支援のための協議の場

国の基本指針では、令和8年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーターの配置を基本とすることとされています。

富士河口湖町では、関係機関の協議の場は圏域で設置済みであり、協議の場を活用して医療的ケア児等の支援を推進します。



(5) 相談支援体制の充実・強化等

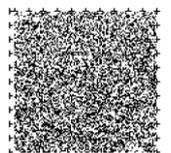
国の基本指針では、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うこととされています。

富士河口湖町では、基幹相談支援センターは圏域で設置済みであり、更なる相談支援体制の充実・強化を図ります。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、令和8年度末までに、都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築することとされています。

富士河口湖町では、研修参加を促す取組の実施、審査エラー内容分析結果を活用した取組の実施を目指します。



4. 前期計画におけるサービス実績と今期計画における見込量について

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画における個別サービスの内容と実績値、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画におけるサービスの見込量及び確保方策について整理します。

なお、見込量の推計にあたっては、過去の実績に基づき、町内の障害者の実情やニーズなどを勘案して算出しています。

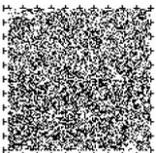
(1) 障害福祉サービス、相談支援及び障害児支援

① 訪問系サービス

サービス名	サービスの内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、必要な視覚的情報の支援、移動の援護、食事・排せつの介護など、外出の際に必要な援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【サービス見込量とその考え方】

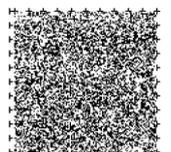
- 実績値の傾向及び利用ニーズをもとに、見込量を算出しました。
- 重度障害者等包括支援、同行援護については地域に事業所がないため、見込量は0としました。



サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	実績見込	見込	見込	目標
居宅介護	利用延べ時間 (時間)	249	202	242	263	283	303
	利用実人員 (人)	17	15	18	20	21	23
重度訪問介護	利用延べ時間 (時間)	0	77	92	100	108	116
	利用実人員 (人)	0	1	1	1	2	2
同行援護	利用延べ時間 (時間)	0	0	0	0	0	0
	利用実人員 (人)	0	0	0	0	0	0
行動援護	利用延べ時間 (時間)	0	0	0	0	0	0
	利用実人員 (人)	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	利用延べ時間 (時間)	0	0	0	0	0	0
	利用実人員 (人)	0	0	0	0	0	0
計	利用延べ時間 (時間)	249	279	334	363	391	419
	利用実人員 (人)	17	16	19	21	23	25

【サービス見込量確保のための方策】

- 地域生活への移行推進の進展や高齢化等社会情勢の変化により、今後、多くの障害者が一般住宅やグループホームなどに居住しながら、訪問系サービスを利用することが予想されます。新たな利用者を見込む中、利用者の意向を把握し、ニーズに応じたサービス量の確保に努めます。
- 富士北麓圏域障害者自立支援協議会、障害者支援事業者等と連携し、より質の高いサービスが提供できるように努めます。



② 日中活動系サービス

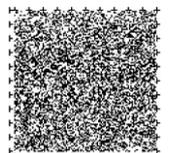
サービス名	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする人に対し日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設での入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。

【サービス見込量とその考え方】

- 実績値の傾向をもとに、見込量を算出しました。
- 生活介護と就労移行支援については特別支援学校高等部卒業者の見込数を加算しました。



サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	実績見込	見込	見込	目標
生活介護	利用延べ時間 (時間)	1,134	1,169	1,403	1,520	1,637	1,754
	利用実人員 (人)	58	59	71	77	83	89
自立訓練 (機能訓練)	利用延べ時間 (時間)	47	44	53	57	62	66
	利用実人員 (人)	3	4	5	5	6	6
自立訓練 (生活訓練)	利用延べ時間 (時間)	201	31	37	40	43	47
	利用実人員 (人)	5	2	2	3	3	3
就労選択支援	利用実人員 (人)	-	-	-	0	0	0
就労移行支援	利用延べ時間 (時間)	160	87	104	113	122	131
	利用実人員 (人)	9	5	6	7	7	8
就労継続支援 (A型)	利用延べ時間 (時間)	46	69	83	90	97	104
	利用実人員 (人)	2	4	5	5	6	6
就労継続支援 (B型)	利用延べ時間 (時間)	932	992	1,190	1,290	1,389	1,488
	利用実人員 (人)	56	58	70	75	81	87
就労定着支援	利用実人員 (人)	0	1	1	1	1	2
療養介護	利用実人員 (人)	3	3	3	3	3	3
短期入所 (福祉型)	利用延べ時間 (時間)	326	21	25	27	30	32
	利用実人員 (人)	6	3	4	4	4	5
短期入所 (医療型)	利用延べ時間 (時間)	0	0	0	0	0	0
	利用実人員 (人)	0	0	0	0	0	0



【サービス見込量確保のための方策】

- 日中活動系サービスについては、必要とする人が適切に利用できるよう、サービス内容などについて、更なる情報提供・周知を行い、利用を促進します。
- 就労移行支援・就労継続支援について、障害者の就労を積極的に進めるために、一層の体制整備に努めます。計画相談支援等の機会を通じた利用促進を図りつつ、障害者の働く場について、事業所への積極的な参入を促すための環境づくりや、就業機会の拡大のために富士北麓圏域障害者自立支援協議会をはじめ、福祉・労働・教育などの関係機関との連携を強化し、障害者雇用に対する理解と協力が得られるよう啓発に努めます。更に、広域での対応も視野に入れ、近隣市町村と連携を図り、サービス量の確保に努めます。
- 就労定着支援については、サービス提供事業者の動向にも注視しながら、必要な見込量の確保に努めます。
- 短期入所について、介護をしている人の疾病、出産、冠婚葬祭等、緊急時においても利用ができるよう、事業所と連携しサービス量の確保に努めます。

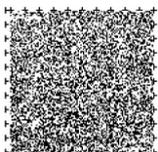
③ 居住系サービス

サービス名	サービスの内容
自立生活援助	地域で単身生活をしている人の生活を支援するため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込量とその考え方】

- 自立生活援助については、地域生活移行者数を考慮して見込量を算出しました。
- 共同生活援助については、入所施設から地域移行する者のうち、グループホーム利用見込者数を加算しました。
- 施設入所支援については、実績値の傾向をもとに、見込量を算出しました。

サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	実績見込	見込	見込	目標
自立生活援助	利用実人員 (人)	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	利用実人員 (人)	9	11	13	14	15	17
施設入所支援	利用実人員 (人)	30	28	27	28	30	32



【サービス見込量確保のための方策】

○共同生活援助（グループホーム）は、地域移行の受け皿として、また、「親亡き後」を見据えた地域における障害者の地域生活支援拠点の核として想定されることも含めて重要なサービスといえます。施設の設置などの基盤整備に当たっては、利用ニーズの的確な把握に努めるとともに、広域での対応も視野に入れ、近隣市町村と連携を図り、サービス量の確保に努めます。

④ 相談支援

サービス名	サービスの内容
計画相談支援 （サービス利用支援・ 継続サービス利用支援）	障害者の心身の状況等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成やその後の評価を行います。
地域移行支援	入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に対し、地域生活への移行を支援します。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者に対し、緊急時の相談等に対応します。

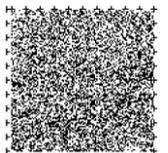
【サービス見込量とその考え方】

○計画相談支援については、実績値の傾向をもとに、見込量を算出しました。
○地域移行支援、地域定着支援については、利用実績がないことにより、見込量は0としました。

サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	実績見込	見込	見込	目標
計画相談支援	利用実人員 (人)	33	28	34	36	40	42
地域移行支援	利用実人員 (人)	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	利用実人員 (人)	0	0	0	0	0	0

【サービス見込量確保のための方策】

○障害特性に応じて必要なサービスが必要な人に提供できるように、障害に関する幅広い知識や専門性の高い知識を備えた相談支援専門員の育成のため、山梨県や富士北麓障害者基幹相談支援センター「ふじのわ」等で実施する研修会や講習会への積極的な参加を促します。

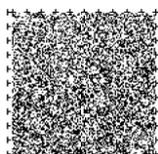


⑤ 障害児支援

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	通所により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童に対し、児童発達支援に加え、医療機関での治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に対し、授業の終了後又は休業日の通所により生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	障害児が通う保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により、障害児通所支援を利用するために外出することが困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児が通所支援等を利用する際に「障害児支援利用計画」を作成し、事業者等とサービス利用に係る連絡調整を行います。サービスの利用開始後も、定期的な見直し（モニタリング）により状況を確認します。

【サービス見込量とその考え方】

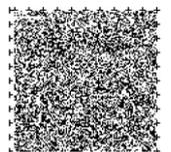
- 実績値の傾向をもとに、見込量を算出しました。
- 医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援については、地域に事業所がないため、見込量は0としました。
- 保育所等訪問支援については、利用実績がないことにより、見込量は0としました。



サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	実績見込	見込	見込	目標
児童発達支援	利用延べ時間 (時間)	38	57	68	74	80	86
	利用実人員 (人)	8	12	14	16	17	18
医療型 児童発達支援	利用延べ時間 (時間)	0	0	0	0	0	0
	利用実人員 (人)	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	利用延べ時間 (時間)	546	516	619	671	722	774
	利用実人員 (人)	45	45	54	59	63	68
保育所等 訪問支援	利用延べ時間 (時間)	0	0	0	0	0	0
	利用実人員 (人)	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	利用延べ時間 (時間)	0	0	0	0	0	0
	利用実人員 (人)	0	0	0	0	0	0
障害児相談 支援	利用実人員 (人)	11	10	12	13	14	15

【サービス見込量確保のための方策】

- 地域で生活する障害児に必要な療育や福祉サービスが円滑に提供されるよう、また、障害種別によらず対応でき、障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、個々の状況やニーズに応じた関係機関の紹介等を行ってまいります。
- 発育・発達上の心配がある子どもを早期発見できるよう、幼児健診の中で、発達の確認を行う他、助言指導・就学支援等の相談体制の充実を図ります。必要な場合は、県等で実施している広域的、専門的な支援が受けることができるように連携を図ってまいります。



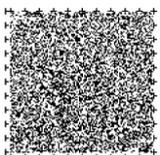
(2) 地域生活支援事業

① 相談支援事業

サービス名	サービスの内容
障害者相談支援事業	障害者、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。また自立支援協議会を中心に地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
基幹相談支援センター	平成29年に富士北麓6市町村が共同で開所した「ふじのわ」において、専門職員が、総合的・専門的な相談支援の実施等に取り組んでおり、地域における相談支援の中核的な役割を担っています。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援機能の強化のため、専門的能力をもつ職員を基幹相談支援センター等に配置するとともに、基幹相談支援センター等が地域の相談支援事業者等への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施します。
住宅入居等支援事業	一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居にあたって、保証人がいない等の理由により入居が困難で支援が必要な障害者に、入居に必要な調整等を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて、障害者の地域生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

【サービス見込量とその考え方】

- 障害者相談支援事業については、実績値の傾向をもとに、見込量を算出しました。
- 基幹相談支援センター、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業については、現在のサービス提供体制を引き続き維持継続していきます。
- 成年後見制度利用支援事業については利用実績がありませんでしたが、引き続き事業を継続し利用者のニーズに対応していきます。今後の利用を見込み、見込量は1に設定しました。



サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	実績見込	見込	見込	目標
障害者相談支援事業	件	328	496	650	700	700	700
基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	—	—	—	—	—	—	実施
成年後見制度利用支援事業	件	0	0	1	1	2	2

【サービス見込量確保のための方策】

○相談支援事業については、基幹相談支援センター「ふじのわ」を相談窓口の拠点とし、新たなニーズや困難事例に対応できる専門的な相談支援体制の強化に努めます。

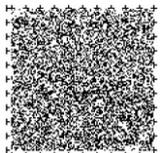
② 意思疎通支援事業

サービス名	サービスの内容
手話通訳者・要約筆記者等派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者や要約筆記者等を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚障害者及び音声または言語機能障害者の家庭・社会生活におけるコミュニケーションの円滑化を図るとともに、相談支援等、福祉増進のため、手話通訳者を設置します。

【サービス見込量とその考え方】

○手話通訳者・要約筆記者等派遣事業については、令和2年度から新型コロナウイルス感染症拡大を受け、様々な事業や会議が中止となり、派遣数が減少しています。令和4年度からは収束を見越し、実績値の傾向をもとに、見込量を算出しました。

サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	実績見込	見込	見込	目標
手話通訳者・要約筆記者等派遣事業	件	83	124	180	220	260	260
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1



【サービス見込量確保のための方策】

○意思疎通支援事業では、聴覚、言語機能、音声機能などの意思疎通を図ることに支障がある新たな利用者も見込まれるため、利用意向を把握したうえで、適切なサービスを提供できるよう努めます。

③ 日常生活用具給付等事業

サービス名	サービスの内容
日常生活用具給付等事業	重度の障害者に対して、障害の種類、程度に応じた日常生活用具の給付や貸与をすることにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等の、身体介護を支援する用具
自立生活支援用具	入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工咽頭等の情報収集、意思伝達や意思疎通を支援する用具
排せつ管理支援用具	排せつ管理を支援する用具
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

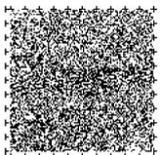
【サービス見込量とその考え方】

○ 実績値の傾向をもとに、見込量を算出しました。

サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	実績見込	見込	見込	目標
介護・訓練支援用具	件	1	1	1	1	1	1
自立生活支援用具	件	4	6	6	6	6	6
在宅療養等支援用具	件	0	2	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件	2	3	1	1	1	1
排せつ管理支援用具	件	687	645	650	650	650	650
居宅生活動作補助用具	件	0	0	0	1	1	1

【サービス見込量確保のための方策】

○ 日常生活用具給付等事業については、制度、事業内容の情報提供・周知を強化するとともに、利用意向を把握したうえで、適切なサービスを提供できるよう努めます。なお、障害者のニーズにあった種目を給付できるよう、定期的に種目の見直しを検討します。



④ 手話奉仕員養成研修事業

サービス名	サービスの内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者の社会生活上必要なコミュニケーション手段の普及・確保のため、手話技術及び手話に関する基礎知識等を習得するための養成講座を開催します。

【サービス見込量とその考え方】

- 令和2年度から新型コロナウイルス感染症拡大を受け、研修受講者数は減少しましたが、引き続き受講への呼びかけの工夫と、充実した研修を実施することで、目標値を20名としました。

サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	実績見込	見込	見込	目標
手話奉仕員養成研修事業	修了者(人)	7	6	14	14	20	20

【サービス見込量確保のための方策】

- 充実した研修の実施を図るとともに、研修に関する周知を行っていきます。

⑤ 移動支援事業

サービス名	サービスの内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者について外出などの支援を行うことにより、地域での自立した生活及び社会参加を支援します。

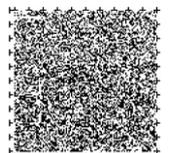
【サービス見込量とその考え方】

- 実績値の傾向をもとに、見込量を算出しました。

サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	実績見込	見込	見込	目標
移動支援事業	利用者(人)	11	11	8	10	10	10
	時間	407	303	210	300	300	300

【サービス見込量確保のための方策】

- 移動が困難な障害者の外出支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すため、利用者のニーズを把握し、地域の実情に応じた柔軟な運用を行います。



⑥ 地域活動支援センター事業

サービス名	サービスの内容
地域活動支援センター事業	地域において就労が困難な障害者に対し、生産活動の機会の提供、通所による創作活動、機能訓練、社会との交流促進等のサービスを提供して、障害者の自立と社会参加を目的とした支援を行います。

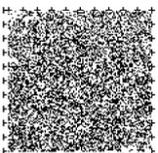
【サービス見込量とその考え方】

- 本町では、地域活動支援センターを1か所設置しています。実績値の傾向をもとに、見込量を算出しました。

サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	実績見込	見込	見込	目標
地域活動支援センター事業	利用者(人)	25	23	21	21	21	21

【サービス見込量確保のための方策】

- 就労が困難な障害者への生産活動の機会の提供、通所による創作活動、機能訓練、社会との交流促進等のサービスを今後も継続して提供していきます。



⑦ 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

サービス名	サービスの内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある方が日常生活及び社会生活をする上で生じる社会的障壁をなくすため、地域の住民に対して、障害のある方に対する理解を深めるための啓発活動などを行うものです。
自発的活動支援事業	障害のある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援するものです。

【サービス見込量とその考え方】

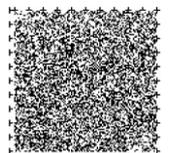
○事業を継続して実施してまいります。

サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	実績見込	見込	見込	目標
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	有無	有	有	有	有	有	有

【サービス見込量確保のための方策】

○障害者が自立した日常生活等を送ることができるよう、当事者による活動の支援を実施してまいります。

○引き続き、障害への理解を深めるための研修や啓発を実施してまいります。



⑧ 成年後見制度法人後見支援事業

サービス名	サービスの内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動（社会福祉法人などの法人が成年後見人等に就任すること）が円滑に行われるための支援を行います。

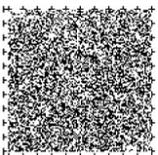
【サービス見込量とその考え方】

○令和4年度までの実績はありませんでしたが、令和5年度以降の利用を見込み、見込量を1に設定しました。

サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	実績見込	見込	見込	目標
成年後見制度法人後見支援事業	件	0	0	1	1	2	2

【サービス見込量確保のための方策】

○成年後見制度法人後見支援事業については、引き続き事業を継続し、利用者のニーズに対応していきます。

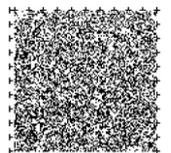


⑨ その他町独自に取り組む事業（任意事業）

サービス名	サービスの内容
日中一時支援事業	日中において介護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と町が認めた障害者等の日中における活動の場を確保するとともに、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施します。
生活訓練等事業	障害者に、生活訓練として、パソコン教室を開催します。
本人活動支援事業	障害者の活動支援のために、リフト付の自動車の貸し出しを行います。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な視覚障害者が、社会生活上必要な地域の情報を取得するために、町の広報誌等の点字版、音声版を発行します。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツ・レクリエーション活動など様々な活動を通じて、障害者の体力増強、健常者との交流及び障害者スポーツの普及を図るための教室を開催します。
自動車運転免許取得・改造助成事業	障害者の自動車運転免許取得に係る費用の一部を助成します。また就労等に必要とされる運転しやすいような装置、駆動装置の改造に係る費用の一部を助成します。
精神障害者社会復帰相談指導事業	在宅で回復途上の精神障害者を対象に、外出する習慣を身につけ、集団生活の中で対人関係を学ぶとともに、日常生活の改善を図ることで、社会復帰を促進させることを目的としています。

【サービス見込量とその考え方】

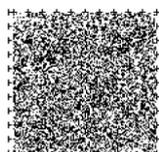
- 実績値の傾向をもとに、見込量を算出しました。
- 生活訓練等事業、スポーツ・レクリエーション教室開催等事業については、令和3年度までは新型コロナウイルスの感染拡大を受け、実施がありませんでしたが、次年度以降は収束を見越して人数を設定しています。



サービス名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	実績見込	見込	見込	目標
日中一時支援事業	利用者 (人)	53	39	33	35	35	35
生活訓練等事業	利用者 (人)	13	11	7	10	10	10
本人活動支援事業	利用者 (人)	25	34	17	20	20	20
点字・声の広報等 発行事業	利用者 (人)	8	5	1	3	3	3
スポーツ・レクリ エーション教室開 催等事業	利用者 (人)	0	67	70	70	70	70
自動車運転免許取 得・改造助成事業	利用者 (人)	0	2	3	3	3	3
精神障害者社会復 帰相談指導事業	利用者 (人)	6	6	4	4	4	4

【サービス見込量確保のための方策】

- これまでの実績をもとに見込量を設定していますが、利用者のニーズに応じた新たな事業を実施するなど、取り組みの充実と必要な財源確保に努めていきます。
- 日中一時支援事業については、地域のニーズに応じて必要な事業所を確保するなどの対応をしていきます。
- その他の事業については、利用者への周知を行い、引き続き支援を行っていきます。



第7章 計画の推進体制

本計画を効率的・効果的に実施するために、次のとおり計画推進体制を整備し、施策・事業の進捗状況について定期的に把握し、評価を行っていきます。

1. 富士北麓圏域障害者自立支援協議会との連携

「富士北麓圏域障害者自立支援協議会」との連携を強化し、地域における障害者への支援体制やサービス確保に関する課題等について情報を共有し、実効性のある計画推進を行います。

また、同協議会を活用することで、富士河口湖町単独では困難な行政の予算的な支援、施設整備などの課題について、広く富士北麓圏域での検討を積極的に行います。

2. 全庁的な推進体制、国・県との連携体制の確立

本計画は、保健・医療・福祉・都市整備など、様々な行政分野にわたることから、町役場内においては全庁的な体制の下で計画の効果的・効率的な推進にあたります。

また、障害者福祉施策は、国・県それぞれのレベルでも実施されており、こうした施策が富士河口湖町内において積極的に展開されていくことが望ましいため、今後も、国・県との連携・協力関係を維持していきます。

3. 障害者団体・障害者支援事業所等との連携

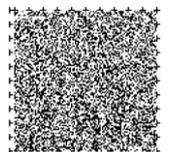
町内で活動する障害者団体、障害者支援事業所、NPO法人、ボランティア団体、自治会等との連携・協力を推進していきます。

また、保健・医療・福祉の関係者、障害福祉サービス等の事業者、権利擁護・相談事業等を担う関係者との連携を強化するとともに、障害者の地域生活支援システムの円滑な運営を図ります。

4. 切れ目のない支援体制の確立

本計画では「子ども・子育て支援」で求められているすべての子どもたちへの支援の観点から、障害児支援についてもそのサービス量の見込みを立て、取り組みを進めます。

幼少時から小・中学校・各種学校への進学に際し、自己決定に基づく生活を送れることを見据えながら、適時適切な援助を切れ目なく行います。そのためには前述のように、庁内外はもとより、県の関連部局との連携を円滑にすることで、より適切な支援が行えるよう努めます。



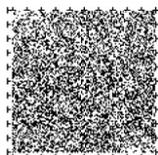
5. PDCAサイクルに基づく計画の点検・評価

施策・事業の進捗状況について、毎年度、実績把握を行い、計画の進捗状況を点検・評価します。点検・評価に際しては、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことで業務を継続的に改善することをめざす「PDCAサイクル」の考え方に基づいた取組を行います。

6. 情報提供の充実

国では、地域における共生社会の実現に向けて、様々な障害福祉制度の改革が進められており、サービスの適切な利用にあたっては、制度への理解を深めていくことが不可欠です。

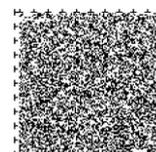
新たな制度の実施にあたっては、広報誌やホームページなどの活用はもとより、窓口や訪問、各種研修などの機会をとらえて制度の周知を図ります。また、相談支援機関や各種サービス事業者等にも情報提供を積極的に行い、円滑な事業の実施やサービスの適切な利用を進めます。



資料編

1. 富士河口湖町障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会策定経過

日時	項目	内容
令和5年10月15日 ～10月27日	アンケート調査	・計画策定に係る町民意向アンケート調査を実施
令和6年1月23日	策定委員 委嘱式	・委嘱状交付 ・役員選出
令和6年1月23日	第1回策定委員会	・町民アンケート結果について ・計画（素案）について
令和6年3月5日 ～3月18日	パブリックコメント	・計画素案に町民の意見を反映するためパブリックコメントを実施
令和6年3月27日	第2回策定委員会	・パブリックコメント実施結果について ・計画（案）について



2. 富士河口湖町障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会要綱

(設置)

第1 富士河口湖町障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（以下「計画」という。）の円滑な策定を図るため、富士河口湖町障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定の基本的な事項に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し、必要と認められる事項

(組織)

第3 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の代表
- (2) 関係団体等の代表
- (3) 識見を有する者

(任期)

第4 委員の任期は、計画の策定が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

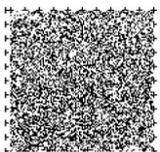
第7 委員会の庶務は、福祉推進課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。



3. 富士河口湖町障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会委員名簿

役職名	氏名	所属機関・団体等
委員長	小佐野 快	富士河口湖町議会文教社会常任委員長
副委員長	小佐野 清司	富士河口湖町民生委員児童委員協議会長
委員	田口 芳樹	(社)山梨県社会福祉事業団 障害者支援施設はまなし寮寮長
委員	渡辺 学	富士河口湖町障害者福社会長
委員	三浦 宗治	(社) 富士河口湖町社会福祉協議会 事務局長
委員	外川 美津子	富士河口湖町地域活動支援センター 河口湖ハーバル工房施設長
委員	在原 秀人	(社) 聖ヨハネ会 聖ヨハネ学園支援課長
委員	城之内 幸子	(社) ムーブ 特定・障害児相談支援事業所 Pal-Pal サービス管理責任者
委員	武藤 五子	(社) アドバンス スイートベリーKATUYAMA施設長
委員	中込 健悟	富士ふれあいセンター 次長

事務局	小林久弥	富士河口湖町福祉推進課長
	外川雄一郎	富士河口湖町福祉推進課



富士河口湖町

第4期障害者基本計画

第7期障害福祉計画

第3期障害児福祉計画

発行日：令和6年3月

発行：富士河口湖町

事務局：富士河口湖町福祉推進課

〒401-0392 山梨県南都留郡富士河口湖町船津 1700

TEL 0555-72-6028 FAX 0555-72-6027

